

第三十八回国会 建設委員會議録 第三十三号

昭和三十六年五月十九日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事木村 守江君 理事佐藤虎次郎君

理事薩摩 雄次君 理事瀬戸山三男君

理事松澤 雄藏君 理事石川 次夫君

理事中島 巖君 理事山中日露史君

逄澤 寛君 綾部健太郎君

上村千一郎君 大倉 三郎君

大沢 雄一君 大高 康君

金丸 信君 木村 公平君

齋藤 邦吉君 二階堂 進君

丹羽喬四郎君 細田 義安君

前田 義雄君 松田 鐵藏君

山口 好一君 石田 有全君

岡本 隆一君 栗林 三郎君

北山 愛郎君 兒玉 末男君

小松 幹君 實川 清之君

日野 吉夫君 三宅 正一君

田中幾三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

建設大臣 中村 梅吉君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

通商産業事務官 大堀 弘君

(公益事業局長)

建設政務次官 田村 元君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

自治事務官 柴田 護君

(大臣官房長)

委員外の出席者

農林事務官 林田悠紀夫君

(水産庁漁政部 長)

建設事務官 志村 清一君

(計画局参事官)

専門員 山口 乾治君

五月十九日

委員木村公平君、齋藤邦吉君、栗林

三郎君、實川清之君及び三鍋義三君

辭任につき、その補欠として細田義

安君、上村千一郎君、石田有全君、

北山愛郎君及び小松幹君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君、細田義安君、石

田有全君、北山愛郎君及び小松幹君

辭任につき、その補欠として齋藤邦

吉君、木村公平君、栗林三郎君、實

川清之君及び三鍋義三君が議長の指

名で委員に選任された。

五月十八日

地代家賃統制令の一部を改正する法

律案(岡本隆一君外九名提出、衆法

第四二二号)

同月十九日

建築基準法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八二二号)(参議院送付)

水資源開発促進法案(内閣提出第一

九八号)

水資源開発公団法案(内閣提出第一

九九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共用地の取得に関する特別措置法

案(内閣提出第一七九号)

○加藤委員長 これより會議を開きま

す。

公共用地の取得に関する特別措置法

案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。

田中幾三郎君。

○田中(幾三)委員 近來、公共用地の取

得がさかめて困難となりまして、それ

が今後の経済成長並びに公共福祉の増

進にとって隘路となつておることは事

実であります。でありますから、用

地の取用を円滑に促進させるために本

法案を提出された趣旨はよくわかる

のであります。この法案の中におき

まして疑問となる点、また要望をいた

したい点も多々ありますので、私見を

加えながら質問したいと思つて、この

案を審査します。

まず、大臣にお伺いしたいのです。

この特別措置法におきましては、特定

公共事業を多数指定してあるのではあ

りません。しかし、公共の用に供するこ

の目的とする事業も多々あるものであり

ます。たとえば私設鉄道であるとか、ある

いは電源開発であるとか、要は公共利

益のためでありますけれども、目的は公共

のためにやっておるのであります。こ

こに本法案の目的となるのは、「公

共の利害に特に重大な關係があり」と

いうことが最も大きな要件であると存

するものであります。同時に、緊急を要

するということもこの認定の要件にな

つております。この最も肝心の、公

共の利害に重大な關係がある、緊急を

要するということとは、一体どういふ基

準によつてこれを決定するのです。これ

を非常に詳しくかまえて、ゆるくかま

えて、何でもやるということになりま

すと、非常に幅が広がつてくるわけ

であります。従つて、私権に対する

制限も非常に多くなつてくるわけであ

ります。この点について御所見をお伺

いしたい。

○中村國務大臣 この法律を適用いた

します事業については、第二条で明

記いたしておりますように、努め

て特定公共事業の範圍を限定して、し

ほつて参りたいという考え方に立ちま

して、基本的なことをまず法律の中に

明らかにいたしまして、なおそのほか

に、この法律上列記いたしました重要

度の高い公共の利害と最も重大な關係

を持つております事業のうちで、さ

らに公共用地審議會の議を経まして、

そのうちから具体的に慎重に検討をい

たしましてしほつて参りたい、かよう

に考えておる次第でございます。

○田中(幾三)委員 この四十八条により

まして、特定公共事業の認定に関する

事項の審議をするために公共用地審議

会を作ることになっております。この

公共用地審議會の議を経て大臣がこれ

を認定することになるのであります

が、この審議會は建設省の付属の機關

ということになっております。付属の

機關といふことは、つまりあなた

の下にこの審議會ができて、そのあな

たの下に審議させてあなたがこれ

を決定するということになりますと、

非常にそこにわれわれは一つの不安を

感ずるのであります。むしろこれが独

立しておつて、あなたの外にある機關

としてやるのならばいいのですけれど

も、自分の付属として、つまり自分の

部下として、部下と言つては語弊があ

るかもしれませんが、あなたに付随し

たこれは審議會でありますから、これ

の審議というものはどうもあまり權威

を認められないように思ふのでありま

す。そこで、もう少しこの審議會に權

威あらしめるために、何とか組織なり

權限なりを嚴重に規定したらどうかと

思ふのであります。この五十条によ

りますと、「必要な事項は、政令で定め

る。」といふことになっておるが、こ

れもあなたが定めるのです。ですから、

もつとここに毅然たる一つの權限

といふことが、事項といふことが、明

らかにして、權威ある審議會になさつ

たらどうか、こういうふうに考えるの

ですが、いかがでございますでしょうか。

○中村國務大臣 委員の方々をお願い

するにあたりましては、學識経験のあ

る公正な方を御依頼したいと思つ

ておりますが、

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着

席〕

さらに四十九条にも明記してございま

すように、委員は建設大臣が勝手に任命いたしますのではなく、内閣の承認を得てお願いをするという建前をとりまして、内閣全体として検討いたしまして、この方々ならば学識経験者として公正な御判断を願ひ得る人であるという内閣全体の総意による決定を待つて任命する、こういう実は慎重な手続をとっておりますような次第で、他の立法例とも比較いたしました、この方法でよろしかろうと私も実は考えておる次第でございます。

○田中(總)委員 私どもの希望といったしましては、もう一歩進んで国会の承認を得るとか、少し感じとしてもあなたの方から多少独立した感じのする制度にしたかどうか、こういう考えを持っておるものであります、これはこの法制定の過程においてもあるいは話があったのではないかと思ふのでありますけれども、これは一つ御考慮を願ひたい、かように思ふのであります。

それから、本法におきましては、ほかの方も問題になさったと思ひますけれども、遅延を防ぐために特に緊急判決というものをやっておるのであります。緊急判決の条項を見ますと、「損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による判決をすることができない。」これは判決の手續としては非常におかしい規定だ。裁判ならば、大臣も御承知の通り、熟するを待つてこれを判決するのであって、審理を尽くしていないものを、未熟のままに判決を下すというものは、これは非常に軽率であつて、特に遅延を防止してすみやかにやるということのために、

審理を犠牲にしておるというふうに考へるのであります。一体、審理を尽くしていただく判決ができるか。これはどういふことになりますか。

○中村国務大臣 緊急判決をいたしたすのには、まず概算見積もりは決定をしなければならぬわけでございますから、補償せねばならぬものであるという原則はもちろん、補償をするにあたりまして、大体この程度であらうという概算見積もりを決定するに足るだけの基礎的な調査ができていなければなりません、いろいろ補償の関係には具体的なケースとしては必ずしも問題が出てくる場合が想定できますので、そのこまかい内訳でありますとか、あるいはいかにによりましては特に権威のある人たちの鑑定を要する問題でありますとかいふようなしさい点が残されておるけれども、これを解決するのには相当の日数を要する。従つて、そうしておつたのでは公共事業の遂行上支障があるという場合に、この概算見積もりによる緊急判決をいたします。しかしながら、他の条項で明らかにいたしておりますように、最終的な補償判決をする資料として必要なものはすべて保存しておけということにいたしました、細目に文書の上に記載できるものは記載いたしますし、また現場についても写真をとっておきまして、あるいは鑑定をするような方に一応現物を見てもらつておきまして、かような方法をとらしまして、最終的な補償判決をするのに必要な資料を残して概算決定をするという建前をとつていくわけでございます。さうなわけで、まきり補償のめどがつかないような段階でこの緊急判決という

ものはあり得ないのでございますが、特殊の事情によりまして最終的な補償判決をすることが非常に手間取るというやうな場合を考えまして、これは緊急判決の規定でございます。

○田中(總)委員 おっしゃることは二十五条にも書いてあります、緊急判決をしようとする前の措置として、適正に算定することができるとして土地物件の状況について必要な調査をしておかなければならぬという規定があるから、よくわかるのです。けれども、この緊急判決は、いわゆる適正な補償の判決ではないということだけは明らかでございます。この二十五条には、今申し上げましたように、補償金額を適正に算定することができるとして準備をしておけ、こういうのですから、緊急判決は適正な判決の前の仮の判決でありますから、この緊急判決、いわば仮の判決というものは適正な補償をきめる判決ではない、こゝろをわけるを得ないと思ふのですが、これは大臣でなくともよろしい、立案者の方からでもけっこうです。

○關盛政府委員 お尋ねのように、緊急判決にかかる事項につきましては、いまだ審理を尽くしていないという疑問があることにつきましては、その限りにおいては最終的な判決ではございません。二十五条の措置と相対しまして行なうわけでございますが、その緊急判決が行なわれた場合におきましては、収用委員会といたしましては遅滞なく補償判決をするということ、被収用者に対する本判決の確保、それによつて正当な補償がすみやかに講ぜられるように確保しておるわけでございます。

○田中(總)委員 補償判決のお話が今出ましたが、そうしますと、一つの事件の審理について判決が二つあるわけです。そうすると、これは一つ一つ独立した判決になるのですか。もしくは最後の補償判決というものは、これが最後のほんとうの判決であるのか、あつて、これをなして一つの判決になるのか。これはどういふふうに考えたらよろしいですか。

○關盛政府委員 これは補償判決と緊急判決が一体をなして一つの判決であるというふうに観念しております。

○田中(總)委員 そうしますと、一体をなして二つで一つの判決だとして、仮の緊急判決というものは独立しては効力がないのではないですか。事前的仮の判決、いわゆる緊急判決は仮の判決ですから、これは独立した効力を持つていなのではないですか。これはほかでも問題になつたようですが、この法案によると、緊急判決には訴えができないというところになっておりますが、最後の判決には、もちろんこれは訴えができるでしょう。その点から見まして、独立して仮の判決には訴えができない。訴権を認めていない。最後の判決は前の判決と一体をなして本判決であるから、これには訴えが提起できる。そうしますと、仮判決といふものは、一体これは判決としての効力は独立してはないのじゃないですか。

○關盛政府委員 緊急判決という判決の法律上の効力といたしましては、緊急判決のときには、土地収用法の四十条に掲げております収用すべき土地の区域あるいは使用すべき土地の区域、その使用の方法、期間あるいは収用の時期、その他法律で定める必要なる事項は、もとより緊急判決の判決内容としてきまるわけでございます。緊急判決が仮であるというものは損失の補償に關する部分だけでございまして、従つて、その損失の補償に關する部分で緊急判決をいたさなければならぬというふうな例外的な場合におきましては、本判決、いわゆるこの法律によつております補償判決、それと合わせてほんとうの意味の損失の補償に關する部分の最終的な判決が行なわれる。そういう意味で、補償に關する部分については両方合わせて一体としての損失補償の決定が行なわれる。こゝろの意味で御説明を申し上げたのでございます。

従ひまして、損失に關する補償といふことについての訴えは、引き続き緊急判決後、収用委員会が補償判決の審理を開始いたしますので、その場において關係権利者が十分審議を尽くす機会が与へられておりますし、また収用委員会が審理を直ちに開始いたしますので、訴訟の提起を認める実益がないので、そのような規定をいたしたのでございます。

○田中(總)委員 私はこの緊急判決、仮補償といふものはこの法案の生命だと思ふのです。これあればこそ工事が進行する。この仮補償という規定がなければ、どのほかの法律を見ても、補償した後でなければ工事を進行できないのです。ところが、この法案で進行させるために、この仮補償金というものをきめるための緊急判決ということ——なかなか頭をしぼつた点だろうと私は思ふのですけれども、そこに疑惑が出てきますから、憲法論もここから出てくるわけなのです。しかも、仮

補償金は緊急判決でできる。しかも、

その仮補償金は緊急判決、仮の判決で
きまつたのですけれども、その補償金
としてきめられた効果は本判決と同じ
働きをしているわけです。これは二十
七条を見ればわかる。二十七条を見れ
ば、「仮補償金は、土地収用法第九十
五条第一項及び第二項、すなわち補
償金の支払いその他の履行をしたこと
になるので、緊急判決で仮補償金であ
りながら、本補償金と同じ効果をこ
で認めさせているわけです。それであ
りますから、それならば緊急判決も
はり補償判決と同じように本判決と同
じ効果があるのじゃないか。「みなす」
と書いてありますけれども、法律が
そう書いて与えただけであつて、「み
なす」ならば判決そのものも、緊急裁
決と補償判決と一つにして一つの判決
になるのではなくて、やはり緊急判決
も判決として独立の判決ではないか。
一体をなして一つの判決をするのに、
前の半分だけに人並みの効果を持たし
てあるのですから、そこにこの法律の
なかなから考へた点があるのじゃ
ないかと思ふのですが、むしろ二つが
一体をなして判決ではなくて、一つ一
つが判決としての効力があるというこ
とを言わなければ、二十七条の補償金
の効果を持たせるということが出てこ
ないのじゃないですか。

○關盛政府委員 解釈といひますか、
考へ方の問題でございしますが、損失の
補償に關しては、いわゆる仮補償
金に相當するものが緊急判決において
決定された場合におきましては、本裁
決と合せてほんとうの判決になる。
しかし、ただいまお話しのように、緊
急判決そのものの法律上の効力といひ

しましては、いわゆる土地収用法の第
七章の「収用又は使用の効果」に關す
る規定を適用いたしておりますので、
ただいまのお尋ねの意味におきまして
は、緊急判決は緊急判決としての一つ
の効力を持つておるわけではございま
し、それ自体一つの独立した意味の処
分では、従つてこのときにほんとうの補
償額が支払われるべきものであるとい
うことになりまして、清算金を徴収す
べきものがあれば清算金をとる、こ
ういふことで損失補償に關する権利の
關係をその時点を中心としたしまして
處理をしていく、こゝういふ立て方であ
ります。

○田中(總)委員 そうすると、仮補償
金をきめる緊急判決は、やはり判決を
したときに効力があるとしなければ意
味をなさぬわけですね。あの補償裁
決で初めて緊急判決が効力を生ずるん
だといふことならば、やはり遡及する
とかどうとか、そういうことを書かな
ければならぬ。私はやはりこゝうい
ふに、緊急判決は緊急判決として一つ
の効力を持つ。そこで、それならばな
ぜこれに訴權を認めなかつたかといふ
問題が出てくるわけなんです。私は別
に違憲論をこゝでむすかしきつて言
ひたいのですけれども、二十五条に
は、なお適正な補償金を後に算定す
ると書いてあるのですから、この仮補償
金は憲法にいわゆる正当な補償金では
ない。いわゆる仮の補償金であつて、
あとで適正かどうかといふことをき
めるのだといふのですから、不適正とも
言へないかも知れぬけれども、適正の
未定な金額をこゝに提供して土地を収

用するといふことは、憲法の違反にな
るような気がするわけです。ですがな
ら、その点をもう少し明確に御説明を
願わなければならぬ。二十五条によ
ると、どうしてもこれは将来適正に算定
するんだと、こゝういつてありますか
ら、仮補償金といふものは適正でない
わけなんです。その適正でないもの
を払つておいて土地を収用するとい
ふことは違憲ではないかといふ議論が
出てくるわけなんです。私は、この規定
がなければこの法律は死んでしま
うから、そうむすかしきつて言おうと
思ひますけれども、その点をきつ
りしておかないと、やはり、つくこと
はつてきますから、この仮補償金
といふものはいわゆる仮補償金であ
つて、眞の代償ではないといふことは
言へるのじゃないですか。

○關盛政府委員 結局緊急判決によ
つて払われましたところの損失補償に
關するいろいろな資料によりまして補償
の額をきめますけれども、それは最終
的な段階ではございせんので、従つ
て、概算見積もりといふ意味の仮補償
金でございします。そういう意味にお
きましては、最終的な補償金ではないとい
ふ意味で、いわゆる補償金の適正なる
最終的なものではないといふことにつ
きましてはお尋ねの通りでございま
す。

○田中(總)委員 これは緊急判決に
よつて大体の収用の仕事が進んでいく
のでありますから、よほど慎重に緊急
判決をしなければならぬと同時に、そ
れをやつたあとでも適正な補償金をき
めるように最もこゝに重点を置いてや
らないと、私権を害するといふ非難の
起ることは當然でありますから、こ

の点は十分注意を願ひたいと思
ふのであります。

それから、収用法の対象になる権利
についてであります。たとえば電源
開発等におきまして問題になつてお
るのは漁業権であります。漁業権の収用
でございしますが、土地収用法五条によ
りますと、流水あるいは海水を公共の
用に供するため収用することができ
る場合には漁業権を収用することができ
る。たとえばダムを作る。水をとるた
めに下流がかわつて、アユがいなくな
る。これは水をとるために漁業権が消
滅するわけですが、この例はたくさん
あると思ふのであります。しかし、こ
れは水そのものを公共の用に供する
といふことが条件であります。ところが、
海岸へ国道をつけると、海岸を通
る場合に海岸を埋め立てなければなら
ない。そこに漁業権があるといふ場
合には、水を提供するのでなくしてそ
の地域を供するのでありますから、そ
れは土地収用法の対象にはならないの
じゃないかと思ひますが、いかがで
すか。

○關盛政府委員 ただいまの、海岸の
埋め立てを行なうといふことの結果、
地先の漁業権が土地造成のために影響
を受けるという場合につきましては、
公有水面埋立法によつて處理する、こ
ういふことになつております。

○田中(總)委員 公有水面埋立法によ
りますと、これは完全補償しなければ
できないのです。そうすると、この
公共用地の法案によつては、この海面
だけはできなくなりますが、それでよ
ろしいのですか。

は、土地収用法の現在の規定がその權
利に及ばないことになつておりますの
で、従つて、特別措置法につきま
しても同様でございまして、及ばないとい
うことになつております。

○瀬戸山委員長代理 田中君に申しま
すが、今の問題で農林省の林田漁政部
長が見えております。

○田中(總)委員 それではもう一度お
伺ひします。海水そのものを公共の用
に供する場合には漁業権の収用ができ
るといふことが収用法に書いてありま
す。ところが、その地域をたどる國
道が通るためにその沿岸を通らなけ
ればならぬといふ場合に、これは水そ
のものを供するのではない。地域を供
するわけですから、今、計画局長から
話しになつた通り、公有水面埋立法に
よつてやらなければならぬ。そうし
ますと、これは今度出る法律のよう
な緊急判決といふものはないのですか
ら、やはり公有水面埋立法によつて完
全に補償してから事業に着手しなければ
ならぬといふことになつてきます。そ
ういふ建設省の見解ですが、それでよ
ろしいのですか。

○林田計明委員 今の点は、公有水面埋
立法によりまして漁業権のある漁場を
埋め立てる場合には、やはり補償をし
なければ埋め立てができないようにな
つておられます。

○田中(總)委員 そうしますと、計画
局長、これはせつかくの法律ですけれ
ども、もしそういう地域を通るような
ことになりましたならば、そこでス
トップしますが、それでよろしいので
すか。

○關盛政府委員 土地収用法の収用の

権利の対象の範囲にきつましては、ただいまお尋ねの点が確かに現行取用法から漏れておるのでございます。この点はいろいろ検討しておるわけでございますけれども、まだ他の部分と合わせて成案を得ておらないのが実情でございます。現在のところ、取用法の取用の対象になる権利ではないということになっておりますが、なお検討いたしたいと思っております。

○田中(義)委員 それから、公益事業局長は見ておられますか。——これはこの取用には直接関係はないのでありますけれども、今私がお尋ねいたしました通り、水そのものを公共の用に供してそれが川でなくなるというような場合には、これは漁業権がなくなるのですから補償の対象になりますし、取用されぬでも、お互い協議するのは当然のことだと思っております。ところが、たとえば電気のダムができる、あるいはそのほかのダムでもよいが、その放水によってそれが沿岸の港灣に流れ込むという場合には、これは水質保全の法律の適用を受けないわけですから、きれいな水ですから、おそらくそうだと思います。そうすると、そういう清水ではあるが水温が変わるといふようなことがあって、その漁業権に影響を及ぼすということがありますと思ひます。ところが、これは工事が終わったあとのことです。作業が始まってからあとのことでありまして、取用の対象にも協議の対象にもならないということになる。おそらくそうだと私は思ひます。事業が済んでからの放水ですから、しかし放水によって多量の冷たい水が流れ込む、あるいは泥の水が流れ込む、あるいはセメントの

クが流れ込むということになれば、当然その地域、その港灣に対する漁業権に何らかの影響を与えるということになりますから、その付近の漁業組合もしくは漁業者が権利の侵害を受けるというので、放水を阻止するということになることがあり得ると思ひます。こういうことについては、どういふふうにお考えになっておりますか。

○大堀政府委員 ただいま御指摘のケースの場合に、やはり冷たい水が流れ込んで、そのために実際上魚が逃げたというふうなケースがございまして、そういう行き違いがございす限りは、これは当然補償いたすことになるわけでございます。具体的例では、尾鷲の発電所につきまして、これは電源開発公社がやつておられますが、ダムができまして流域変更して冷たい水が入ってきた場合には、これは実害が生ずるかもしれない。しかし、それはやつてみないとどの程度の損害が出るかというところは事前にはわからないわけでありまして、これにつきましては漁業組合と電源開発公社が協定いたしまして、共同の調査団を作りまして、実際に運転が始まりましたときに調査いたしまして、それに基づいて補償いたしまして、そういう約束ができておるわけでありまして、そういう方法によつて実際に解決をはかつております。

阻止する何らかの手段がある程度できると思ひますので、やはりせつかく開発の施設ができてそれを十分に使うことができないのでありますから、これはやはり事前に、取用ではないけれども、何らかの方法をとつておかないと非常に支障を来たすことがあり得ると思ひます。何か事前にやつておくというふうなお考えがございまして、土地ならばすぐ取用すればいいのですけれども、やつた後に起こる問題ですから、しかも、設備ができてしまつてから、そういうトラブルが起こる。今私が考へておるのは、そういうような場合には仮処分で放水を停止できやしないかというところまで、ちょっと考へておるのです。損害があるかどうかはわからぬけれども、あることは事実ですから、そういうことになるが、何百億とかけてやつた国家のことが、何ういふことのためにせつかくの目的を達することができないというところでありまして、土地取用に至らずとも、何か事前にそういう交渉をやつておかないと、これからこの法律を使つてやつていこうと促進できるならいいけれども、できない場面があるのですから、そういうことのためにストップするといふようなことになっては、私は大へんなことだと思ひますが、何かお考えがございしたら。

○大堀政府委員 これは現在、農林省の東海区水産研究所におきまして検討していただいておりますわけでありまして、その結論によりましてわれわれとしてその対処の方法を考えたいと思ひますが、あるいはある程度損害が予想されます場合には、事前に補償するといふような問題も検討の対象になつておるわけでございます。そういった多少損失が具体的につかめる場合に、それを事前に補償するといふような方法で解決できるのではないかと考えておりますが、現在検討させていただいております。

○田中(義)委員 その問題はそれでよろしゅうございします。それでは本文に移りまして、四十六条の規定であります。現物給付の問題であります。これはほかの方もおそらく御質問なされたと思ひますが、それによつても、最後の方に、「特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に應ずるよう努めなければならぬ。」これは訓示規定のようで、何か気休めに書いてあるような規定に見えぬのですが、これは何かもつと強い義務のようなものがあるのですか。ただ「努めなければならぬ」といふ要望だけをしておる規定なんですか。これは前にどなたか聞いておるかもしれません。

○關盛政府委員 四十六条の規定の趣旨は、特定公共事業の認定を受けました事業が土地取用法の手続によつて進められますが、その進め方といたしましては、現行土地取用法の協議の方法によつて話し合ひで、特定公共事業の用に供する土地を契約で定めることが話まがまると、こういうふうな場合もあるわけでございます。四十六条は、その場合のことを考へておるわけでございます。土地または建物の提供、耕地等、この法律に掲げてあります要求を被取用者がいたしました場合には、

しては、金銭以外の方法による要求を、事業者は事情の許す限り聞くようにしなさい。もし本人が、特定公共事業の起業者が協議によつて話し合ひをするのに、金額はこれによつて話し合ひ、しかしその金額で補償しないので物で下さいといふことを相手方が聞かない場合においては、それは取用委員会に持ち出せばいいわけでございますから、ここでは契約による場合といふことも、いわゆる努力義務の規定でございますけれども、現物給付の要求を極力事業者が受け入れるようにしなさい。こういう意味でございます。

○田中(義)委員 これは、こういう書き方をすると、私は非常な問題が起ると思ひます。ですからここには、土地を提供する者には対価として払うのですから恩恵ではないわけですから、恩恵でも好意でもなく、対価です。法律的にいへば、金なら対価、物ならそれにかかる交換ですから、相手の交換される物件に値段にでも争いがあれば、これは調停するのはいいけれども、対価と書いてあるのに、相手が好意的に努力しなければならぬといふことでは何にもならぬ、私はそう考へる。対価ならば、おそらくこれは交換といふこととあります。自分の土地と相手の何ものかとを交換するといふことであります。交換するといふならば、交換しなければならぬといふ義務づけられて、そうしてそこに価額の相違があるならば、これは取用委員会なりあるいはその他の調停機関が入つてきめるといふのでなければ、これでは、あの物がほしい、自分の方で少しくらい足してもあの物がほしいといふことになつておつても、相手がそれに努めてくれ

なければここの希望が達せられない
ということでは、この規定があつて
も、なぐもがなということになる。こ
れはどうか。対価ならば、はつ
きりと物を提供しなければならぬが、
値段について折り合いができないなら
ばどうか、ということにすべきじゃ
ないでしょうか。

○關盛政府委員 この規定の趣旨は、
「対価として」といふことです。こ
れは、お尋ねのように、いわゆる補償に見
合うものは金と物、あるいは金銭以
外の給付、これをすべて含めまして対
償という言葉を使つておるわけであ
りまして、従つて現実にはかえ地を話し
合ひで、大きな事業の場合におき
まして、この委員会においても先生方
からお話が出たが、現物の補償の形
で契約が行なわれた例がございます。
従つて、まず特定公共事業の場合にお
きましては、金銭的な方法による補償
の方法のみならず、いわゆる現物給付
の考え方を取り入れまして、そして特
定公共事業の事業を施行する者が極力
その線に努めるということが補償とし
て考へるべきじゃないかということ、
四十七条の規定をさらに追加いたしま
して、一体として現物補償の対策につ
いて起業者が真剣に考へていただくこ
とを期待いたしておるわけございま
す。

○田中(總)委員 まことに親切な規定
で、これがこの法案の非常に受ける点
だと思つてございますけれども、現
物給付と書いてあつても、現物給付を
するのでなくして、相手の事業者の心
を対象にしているだけで、相手が努力
してくれなければ何れも現物給付はこ
ないわけですね。だからどうも、現物給付

と書いてあつても現物給付ではない。
現物給付を事情の許す限りしなければ
ならないという事業者の気持ちをこれ
対象にしてあるようなことに感じられ
るのです。これは何かもう少しお考
へ願ひたいと思ひます。

それから、次の「生活再建等のため
の措置」です。これも読んでみてどう
もびんとこない点は、「実施のあつせ
んを都道府県知事に申し出ることがで
きる。」、こゝういふあつせんを頼むわ
けです。あつせんを頼むといふと、お
願ひしますといふて頼む。頼んだため
に現実的に来たるべきものは何かとい
う、ものがはつきりしてない。「住
宅、店舗その他の建物の取得に関する
こと。」と書いてあつて、これは一体
何のことかさっぱりわからない。あつ
せんを頼んだが、何がこちらへ戻つて
くるかといふことの内容が具体的に
はつきりしていないのが私は欠点だ
と思ひます。たとえば四号のごとき
は、「他に適当な土地がなかったため
環境が著しく不良な土地に住居を移し
た場合における環境の整備に關する
こと。」、一体これは何を意味してお
りますか。下水がなかったら下水も直
す、その環境の整備に關することと
いふので、これは何か基準でもありま
すか。これでは範圍も広いし、ぜいた
くな、よくない人たちがあつて、一体
どういふことを頼むかわからない。で
すから、この生活再建の内容を、むし
ろこゝういふむすかしいことを書かず
に、低利の金を融通してやるとかどう
とか、ずばりやつた方が具体的によ
かつたのじゃないか。ばく然たる、こ
ういふあつせんを頼むといふよりな
ことは、實際これをやつた上で現実に

その人の幸福とかいふよりなもののはつ
かめないと私は思ひます。それはど
ういふことですか。

○關盛政府委員 先ほどの四十六
条は、繰返しますけれども、いわゆる
現物給付の努力義務を確かに特定公共
事業の起業者の側にこの法律が期待
いたしておるわけでございますが、ど
うしても特定公共事業の事業者が四十六
条の規定ではまだ十分言ひことが聞
いてもらへぬといふ場合におきまして
は、それは収用委員会にこの要求を持
ち出せば最終的な補償が得られる。現
物給付に關する要求が聞き届けられ、
最終的な判断がしてもらへる。こゝう
いふ形になるわけでございます。

引き續きまして四十七条の規定で
ございまして、この四十七条の規定とい
うものは、対償の全部または一部とし
て実施されるもの、それから補償と相
待つて実施されるもの、この二つの
事項を規定いたしておるわけございま
す。従つて、それが対償の全部また
は一部として実施されるものの形は、
これはいわゆる土地または建物の買
取の対償にかへまして土地、建物等を
提供することか、あるいは失業補償金に
かへまして事業施行者が職業の訓練と
か、あるいは被買取者を就職させる
か、あるいは対償の一部として、水利
の非常に便の悪いところ、こゝうい
ふところへ集団的に移すといふような場合
に、お尋ねのような環境整備の下水、あ
るいは簡易水道といふふうなものを
実施する場合があります。こゝういふ
このような場合は対償の一部でござ
いますから、もとより特定公共事業の
事業を行なう者がその実施を行なう
べき義務を持つておるわけございま

す。その実施を確保するあつせんも知
事にうしろからお願ひをしておると
いふのがこの規定でございます。

それから最後に、何か事業資金を貸
すとかいふことをずばり書いたらど
うだろうかといふお話がございま
した。これは、補償金なり何なりは一応
きまつた、しかし、そのほかに対償と相
待つて実施されるもの、これも四十七
条にその条文中書いてあるわけござ
いまして、これはその土地なり建物等
の対償が金で払われまして、被買取者
がその金でもつて買取する土地なり建
物のあつせんを頼みますと、あるいは
公営住宅なり公団住宅の入居をあつ
せんをしてあげますとか、あるいは生
業資金の貸付とか、あるいは大きな意味
におきましては道路建設とか学校の問
題とかいふものが集団の場合には起
るだらうと思ひます。そゝういふた
やうな個々のケースがたゞございま
すので、四十七条の三項におきまして
知事が関係の行政機関なり市町村長
なり特定公共事業の実施をする者と協議
をいたしまして、再建計画を作りまし
て、それぞれの分担に応じましてその
実施をやつていただく。こゝういふ形が
現実問題といたしまして、法律の事項
といたしましては適當であらうとい
ふことでございます。

○田中(總)委員 私の希望なり疑問の
点を申し上げながら質問をいたしたわ
けであります。要するに政府の案に
對する問題点として考へております。こ
とは、一つは特定公共事業の中に、電
氣事業のような多分に営利の事業が便
乗的に入つておるといふことであり
ます。

それから第二といたしましては、こ
れは人口を五十万と制限してあります
けれども、四十万とか五十万になん
んとする都市は、それではそれでい
いかといふ点。むしろこれは都市計
画があるのならば、場合によつては五十
万以下でも認めていいのではないか。
それから、緊急裁決は、先ほど申し
ましたように、非常に私権を侵害する
おそれのあるものですか、なるべく
緊急裁決は行なわれない。合せてやる
ときには、もう最後の補償裁決をする
寸前に至るような証拠を十分に残して
おくべきである。

それから、土地の評価の基準につ
いて、もっと明確な基準を打ち出して
いてもらいたい。

それから、ただいまの被買取者に対
する生活再建のための規定は非常に
いいものであるから、もう少し具体的に
できるような措置を講じていただきた
い。

それから、公共用地審議会につ
いて、先ほど申しましたように、公正な
權威のある審議会にしなければなら
ないのではないか。
このよう希望等を持つておるわけ
であります。これを申し上げて私の
質問を終わります。(拍手)
○瀬戸山委員長代理 山中日露史君。
○山中(日)委員 通産大臣がお見えに
なりますと他の委員からいろいろ御質

間があると思ひますので、その間一点だけお尋ねしたいと思ひます。

この三十三条第二項の規定によりますと、「起業者又は土地所有者若しくは関係人は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金額との差額につき、収用又は使用の時期から前項の規定による清算金の支払の期限（その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地在提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時）までの期間について、年六分の利率により算定した利息を支払わなければならない。」この規定であります。この規定によりますと、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金額との差額があつて、起業者が被補償者に差額を払う場合においては、その利息をつけて払うことになつておるのであります。それが、それと同じように、今度起業者の方で逆に被取用者の方から、よけい払い過ぎたというので、それを戻してもらうという場合には利息をつけてもらふ、こういうことになつておるのであります。起業者の方で被補償者に利息を払う、その法律的な根拠、理論はよくわかるのでありますが、起業者の方でよけい払い過ぎたということ、さらにそれから利息をとるといふ考え方は一体どういふ考えに立つておるのですか。これをお聞きしたいと思ひます。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねの事項は、仮補償金と補償裁決で定められた補償金との間における差額の清算に関する規定でありまして、この点につきましては、公共用地取得調査会にお

きましていろいろこの清算方式について御検討されまして、その結果、補償裁決で支払われたものよりもさらに追加して支払わなければならないという場合、あるいはまた補償裁決が払い過ぎであつたという場合におきまして、すべて緊急裁決の時期をもつて、金につきましては清算をする。従つて、その場合におきましては、法定の年六分の利息をとりますので、ただいまお尋ねの被取用者に補償金が行き過ぎたというために補償裁決で少なくなつたという結果とすると、この場合も、これは両当事者間の公平の原則と申しますか、そういう考え方の方と申しますか、そういう考え方の方で、方とも利息はとるべきじゃないか、このういふ答申もありましたのでこの規定ができておる、こういうわけでございます。

○瀬戸山委員長代理 山中君に申し上げますが、質疑中でありまして、けれども、通産大臣が今見えまして、非常に時間を急いでおられますので、あとでお願ひいたします。

それでは、通産大臣はちやうど予算委員会の質疑進行中でありまして、約二十分、十二時十分までということ一つお願いいたします。

石田有全君。

○石田（有）委員 せっかく通産大臣がお見えになりましたので、今回審議されておられます公共用地取得に関する特別措置法案の中に、電気事業に関するもので発電または送電、変電施設等が含まれておるのであります。電気事業の発展は、国民生活にとつても、あるいは日本の産業の発展にとつても重要なことであることは言うまでもないものであります。従来しばしば発電または

は送電や変電施設のための用地取得に問題が起つておる、あるいはごね得であるというやうな問題も新聞等にはしばしば出ておることは、なほ遺憾に存する次第でございますが、その原因を探究して参りますと、これは公共事業であることには相違ありませんけれども、本法案の第二条の各号の中で、この電気事業というものが一番営利事業的な性格が強いものであるといふこととあります。それがために、用地の取得に對しましては、ややもすると会社側がきつめて不明朗な策謀と申しますか、そういうことをやつておる。一部の地方のボスと結託をしてきつめて不明朗な取り扱いをする。また、一部の人のためには相当多額の補償金を出す。こういう問題がしばしば起つておるのであります。営利会社であります場合は、あるいはそういうこともございましょう。金さえ出せばいいという考え方が強い。そのために、かえつて用地取得を困難にしておるというのが実情であります。実はこの法案の審議を待つまでもなく、従来の公共用地取得に關しましては、むしろその他の公共事業の擾乱者である、用地取得をすべて困難にさせておる大きな原因が電気会社にあるといつても過言でないと思ひます。

その中で、さらにその事業を握り下げて参りますと、それに二つの原因があると思へられるのであります。一面においては、料金の値上げについては、電気会社の都合のいい計算に基づいて、国の所管省の承認を得てどんどん上げていく、こういうことが一つあると思ひます。もう一つは、従来の電気会社の処置というものがきつめて不当である。実はこの間から問題にしておるのであります。今日特に市街地は必ずしも一がいと言へないやうでありまして、農用地等に關しましてはその線下補償のごときはほとんど無視されておる。これは公益事業局長もほとんど認めておるやうであります。今日電気事業連合会の調査に基づきまして一億二千万坪に及ぶ用地が無償で使用されておる。そこには法律的には、昭和二十五年に失効しております。昭和二十五年に失効してあります。公益事業法の関係と、その後でできた公益事業令、それからさらに昭和二十七年からできた電気に関する臨時措置に關する法律というふうに、法律的にもいろいろの経過を経ておるわけでありまして、現在の行なわれておる実情におきましては、昭和二十五年に失効いたしました電気事業法で、公用のための権限が会社に非常に大幅に持たせられておる。そういう状況のもとに、農民は法律にも非常に弱い。だから、農民にはそういう権限がないんだというやうに一方的に押しつけられて参つておる。そういうものに対する不平不満というものがこり固まつて、電気事業の場合に用地取得を困難ならしめておるという事態が起つておるわけなんです。

時間がないうちでありますから、簡単に質問をいたしますが、この間、公益事業局長の語によりますと、この一億二千万坪に及ぶ線下の問題について、実情は認めておられるけれども、それをどう処置するかといふことについては全然誠意のある答弁を承ることはできなかったわけなんです。これは大臣、御承知だと思ひますけれども、線下になつておる用地はもう全く無償下にひつし。たとえばそこが山間部で

あるから植林をしようといつても、その植林は不可能である、宅地に転用しようとすることも不可能である、工場用地にしようとしてもそれは不可能である、こういう制約が加えられておる。しかるに、それに対して何らの補償も行なわれておらない。そして、それは昭和二十五年に失効したところの電気事業法に基づいて行なわれておるにもかかわらず、十数年を経た今日になつて、それに対して通産省は明確な態度と方針を示しておらない。電気会社は一方的に法律の勝手な解釈をして、空間についてのものは必ずしも補償しなくてもいいんだというやうな、電気会社から言わせると、勝手な解釈のもとになかなか補償に応じようとしておらない。これに對して通産省は全く誠意がないといふか、誠意がないどころじゃない、電気事業会社の一方的な擁護の立場をとるという状況であります。それが、一体こういう事態に對して通産省は怠慢である。ただ怠慢という言葉で片づけるわけにもいかない問題であると思ひます。通産大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○権名國務大臣 よく事情を伺ひました。今までは宅地等につきましては、線下の土地の使用方法を制限するやうな契約を、相當の対価を払つた上で結んでおるののでありますが、今御指摘のやうに、林についてもこれは補償しておりますが、農地だけは線下の土地に對して補償をやつておらないのが現状でございます。そこで、従来から通産省の内部に補償問題研究会というものがございまして、関係各省の職員及び

民間の学識経験者を入れて、各種の補償問題について相当綿密な研究をしてきておるのであります。しかし、今問題になっておる線下の農地の補償問題はまだ取り上げたことがなかったたのでございすが、御指摘もございしましたので、この問題を一つ至急取り上げまして、なるべく早く結論を出しまして、われわれの将来の施策の基準にしたい、こう考えておりますから、しばらくの間お待ちを願いたいと思ひます。

○石田(有)委員 研究会ができておるといふことはこの間も承つたのでありますけれども、これに基づいて一定の結論が出されませんと、農民の立場からいたしますと、きわめて経済力もない、知識力にも乏しい、訴訟をやるというふうなことは實際問題としてなかなかないのです。ですから、泣き寝入りをしておる。公益事業局長は、実害があつたものは補償させると言つておるけれども、実害は、今申し上げたように全部あるのです。山林にしようとしたら山林にならないのだし、工場敷地にしようたつて、そこだけだけ工場敷地にならないのだし、宅地にしようとしてもできないのです。転売をしようとしても無価値にひつしのです。だから、従来の公益事業局長などの考え方というものはおかしいと思ひます。

そこで、しばしば農民の方から問題を起こして参りますと、電気会社は勝手な法解釈をやつておる。きのうは特に法律上の見解について参考人がここで公述をされました、その意見を承りますと、所有権の限界というものは上にも下にも限界があるといふことが従

来の定説であつたけれども、広島の原因以後といふものは、最近法律の定説といふものも変わつてきておる。こういうことを証言しておるのです。その通りだろうと思ひます。ましてや電柱がいかに高いといつても、その線下に建築物を建設することができないといふこの制限がある以上、全面的にないければならぬはずで、これは早急にといふお話であります。大体いつごろまでに出せるか、これが一つ。

もう一つは、従来有償であるとしておりました、ずつと以前、十年も十五年も前の経済単位の単価の時代に決定されたものが大部分なのでございまして、もう経済情勢ががらつと變つてきておりますから、これはやはり当然修正されなければならぬのでありますけれども、電気会社は言を左右にしまして、なかなか農民の要求に応じない、こういう実情です。これについては、たとえば電電公社やその他において、それぞれなかなかかりつばな経済的な一つの基礎資料を持つて臨んでおります。それが適正なものであるかどうかは別でありますけれども、とにかく一応理論的に、これは何人も、第三者の一応うなずけるような標準ができておる。でありますから、通産省におかれても、この点については、やはり第三者が見ても一応妥当であるといふ一つの標準に基づいて、電気会社に対して、修正すべきは修正し、増額すべきは増額し、それから従来無償であつたものは有償とすべきであるといふ指導監督の責任が、やはり私は通産省にあるであらうと考えるのであります。それらの点について、おおよそいつごろまでできるか。今まで十何年

も放任しておいたんだが、一体いつごろできるか。私も、その目安に従つて会社に対する要求その他が行なわれなければならない。そういうことが放任されておりましたから、電気会社が用地取得に参りますと、農民のそれに対する憤慨が爆発するといふ実情にあるといふことを一つお含みの上で、ただいまの質問に答えていただきた

○椎名国務大臣 自分がすべてを決定するわけじゃありませんから、いついふかまでという確たるお約束はできませんけれども、大体人選も十分にいたしまして、特に農地の問題でありますから、農林省の職員はもとより、同省の推薦に基づいて学識経験者等も入れて、そして問題を一つ広く、補償問題全体をまず頭に入れて、そして農地補償をどういふふうに考えていくかという進み方であらうと思ひます。それから、できるだけ一年以上はかけないで結論を出して、しかもすぐ行政に取り入れることのできるような結論を出して参りたい、かように考えるわけでありま

○石田(有)委員 それでは、その説明を信頼いたしまして、その点はやめます。それから、発電と変電または送電の用地の關係でしばしば問題が起こるわけでありま。その際に、会社側が一方的に一つの計画設計を立てる。それを少し変更すれば用地取得も困難でないような場合もある。もちろんそれは経済的には会社側が多量のマイナスが起こることもあり得るでしょう。私は、きよりは時間がないから例などは申し上げませんが、実はそういう

実例が方々にあるわけですから。そういう場合には、通産当局は——計画設計の変更をすることによって用地取得が案になら、また地域住民の損害が少なく済む、地方的にも協力を得られるといふ場合すらしばしばあるし、またそういうことを強く要求する場合もあるものであります。どうも従来は、会社側で作つた計画設計といふものをいかに固執して、そうしていただからに犠牲を大きくするといふような事例がきわめて多いのであります。従来の法律のもとにすらもそういうことがあつたのに、今度この法律が出来まして、公權力をたてて取つて農民に臨むといふことになりま。これは私は非常に問題が起こるおそれがあると思ひます。ですから、電気会社が、この公共用地の取得に關する特別措置法によつてわれわれには非常な公権力の擁護がある、保護があるんだという意識を持つて臨まれますと、かえつて混乱が大きくなるおそれがあるんじゃないかと考えられますので、これらについては、ただ電気会社にまかせるといふことではなしに、やはり通産省が末端までその実情をよく調査されて、計画設計の一部変更をするならば用地取得が案に行なわれるんだというふうな事態が認められる場合においては、適切な措置を行なわれなければならないと思ひます。これはやはり通産省としての心がまえの問題でございしますので、従来よりうなことであつてはならないんだ、こういう法律ができたけれども、地域住民の利害の關係もあり、いろいろな情勢を考慮して、一方的にやつてはならないんだという心がまえ、その考え方といふものは非常に重大であら

うと思ひますので、これについての所見を伺わしていただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 この法律によりまして、用地取得についてはかなり権限が強化されたわけでありま。権限が強化されるという一面においては、また事態に対する責任も相当にふえたことになるのでありますから、ただ片一方だけ見てむやみに権力を振り回すようなことのないように、それによつてやはり責任感を十分に持たして、全体として誤りのない、そして住民等の協力を今後とも円滑に得られるように指導する所存でございします。

○石田(有)委員 時間がないのですから、あと一つだけ要望を申し上げて終りたいと思ひます。

電気料金の値上げが次々と行なわれるやうであります。これはいろいろ別の角度で問題にしなければならぬ問題であります。私は、やはり国民所得倍増計画や農業基本法との関連におきまして、電気料金のうち特に農事用電力料金の問題、特に問題にしなければならぬと考へております。これは排水用の電力でございします。湯水期には火力発電等も必要といたしますので、これはやむを得ないと思ひますので、これは排水用の電力を使ひますのはきわめて短時日でありまして、同時にまた湯水期であります。水が余つて困るやうなときに使われるものであります。湯水時にはその電力が使われないで、湯水時であつて、水が余つて困るやうなときに使ひ排水料金、これは農民のかなり大きな負担になつてゐるわけにございします。今後料金の値上げに際しましては、小口の農事用電

七

力もさることながら、そういうやや大口の排水電力の問題については特別の配慮が行なわれなければならない問題であろうと思ひます。これはまた別な機会もございまいしうけれども、この機会に、やはり農民にとりましては大きな問題でございまして、特に大臣と公益事業局長にこの点をお忘れなように御検討を希望いたしまして、私は質問を終わります。

○瀬戸山委員長代理 委員の皆さんに申し上げておきますが、たゞいま大蔵省側から大久保政務次官、村山主税局長が見えておりますから、そのお含みで御質疑を願ひます。

山中(日)委員 先ほどの質問に就いて、計画局長にお尋ねいたしたいと思ひます。

先ほどの局長の御答弁によりまして、補償金額と仮補償金額の差額についての清算金に対しては、双方に利息を支払う義務を課したのは公平の原則によるのだ、こういう御趣旨の御答弁だったと思ひますが、私はそこはちよつと違ひではないかと思ひます。元来公平の原則と申しますのは、双方が同じ条件のもとに、同じ境遇のもとに、また同じ理論的な根拠の上に立つ場合に双方に公平に義務を課す、私はこういうのが公平の原則だと思ひます。ところが、この三十三条二項におきまして、起業者が被補償者に支払う清算金について利息をつける義務を課した、その立法の趣旨というのは、つまり起業者の不完全履行——全額を支払つてから当然取用すべきものを全額を支払わない、内金を支払つて土地を取用するということになるので

ありますから、結局不完全な履行をしておるわけでありまして、従つて、債権者である被補償者の立場からいへば、その不完全なる履行に対するいふゆる損害の意味において、起業者は不完全履行によつて生ずる被補償者の損害を利息という形でもつて補う、これが私は利息をつけるという立法の趣旨だと思ひます。また、こういうことはただこの法律ばかりでなく、すべて金銭債務の不完全履行に対する利息の支払い、こういう一種の損害賠償的な性格を持つておるのだと思ひます。

ところが、逆に起業者が仮補償判決によつてよけいに払い過ぎたという場合に要求した金ではないのでありまして、この場合にその差額について利息までつけて払ふというものは、立法の趣旨から見て公平ではないと思ひます。ですから、公平の原則ということでは片づけない問題だと思ひます。私はこの法律の精神からいへば、被補償者に対して利息を支払うのは当然でありまして、起業者が被補償者に対して過払い金に対して利息までつけてとるという考え方は間違ひではないか、こういうふうに思ひますのであります、その点についてどうお考えになりますか。

○開盛政府委員 これはたゞいまのようなお考えも一つの方法だと思ひますけれども、やはり緊急判決のときにおきまして取用使用の効果があるわけでありまして、損失の額につきましては、若干審議の過程において尽くされてない部分は補償判決のときにおいて正確な確定額を定める。従つて、被取用者の側におきまして、もし補償

判決のときに緊急判決の見積もり価格がオーバーであつたといふときには、金銭に關しての部分だけに過ぎましては両当事者間は公平に律するのが適当であらうというの、調査会の各位の何ら疑われない意見であつたのであります。また、関係各省におきましては、この点はこの省からも意見が出なかつたので、われわれもこのような案で成案を得たような次第でございまして。

なお、払ふべきものを払わなかつたというふうなことに過ぎましては、本法におきましては起業者に対しては、本法に過意金をとるか、あるいはさらには、この事業を実施する場合にすべて資力のある十分なものに過ぎますけれども、さらに担保の提供を必要とする、この点については起業者の側に対する被取用者との間の一つのけじめをつけておる、こういうふうにしておる次第でございまして。

○山中(日)委員 特に補償決定は、この法律にもありますように債務名義という性格を出しておるのであります、裁判も何も起こさずに決定でもつて直ちに強制執行ができるということの強い権限を双方に持つておるのであります。そこで、今申し上げましたように、被補償者が金をもらつた場合に、それがよけいに入り過ぎたからといふことで過払い金を返還しろ、これは当然のことだと思ひますが、そのときには、おそろしく被補償者はすでにその金は自分の転換の生活設計のために使われておる場合が多いだらうと思ひます。その返還をするについても、その際にいろいろ困難な場合も出てくるのであります。

しょうし、それにさらに利息をつけるということは、どちらかといへば被補償者というのはいわば犠牲者でありまして、弱い立場にある人でありまして、起業者は強い立場にある人でありまして、私はこの場合は、起業者の方で利息をとるということはすべきものではないといふように考えております。

従ひまして、直ちにその点を削除する、修正をするかどうかという点は検討を要する点がありましようけれども、しかし、利息の請求権というものは一つの権利でありますから、必ずとらなければならぬということでもないものであります。これはやはり一つの行政指導として、起業者が被補償者に対する過払い金の返還を求めるところに、できるだけ利息は請求しないようにという行政指導は私は可能だと思ひます。従つて、そういう点について、そういう行政指導によつて被補償者の弱い立場を保護していく、そういう考えがあつてしかるべきだと思ひます。えが、その点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。ただ検討してみようということではなしに、希望に沿うように努力するくらいに、御答弁を願ひたい、こう思ひますのであります。

○開盛政府委員 たゞいまお話のようには、立法論の過程におきましては、この点にどの委員からも、また関係各省からも異論のなかつた点でありまして、金銭に關する部分につきましては、ここで公平の立場から三十三条の二項が規律されておるわけでありまして、お尋ねするような場合におきまして、相手方となる人の立場等の具体的な事案につきましては、たゞいまのよ

うな御意見につきましては十分指導、検討いたしたいと思ひます。

○瀬戸山委員長代理 次に、北山愛郎君。

○北山委員 最初に、この前お伺ひをしました補償金に対する課税の問題、これを大蔵省にお伺ひしたいと思ひます。

土地取用法の問題は、公法上の公権力によつて財産権あるいは営業権、生活権といふものを一方的に侵害するといふ、そこに基礎を置いた行為でありますから、損害賠償、損失補償につきましても、それは当然普通の強制売買でもなければ、あるいは損害賠償でもない。一種特殊な公法上の原因によつて起こつてきた問題だ、こういうふうにして考えておるわけですが、従ひまして、損失補償について所得税あるいは法人税の課税をするといふことはどうして納得ができないかと思ひます。したが、今度公共用地取得制度調査会におきまして、そういう趣旨に基づいて、従来の土地取用についても課税の減免をし、今度の特別措置については免税をし、という答申をされておるわけでありまして、ところが、聞くと入らなかつたというの、これは大蔵省が反対をしたのだ、そこでこの答申のその部分が実現をしなかつたのだ、こういうふうな言ひをされておるのであります。その事実、あるいは、この補償金に対する課税についての大蔵省側の見解を承りたいのであります。

○村山政府委員 お答え申し上げます。現在譲渡所得につきましては、これは年々の営業所得とかあるいは給与の所得と違ひまして、多年のいわば所

得が、資産の含みが一時に実現するといふ関係にありますので、所得税法におきまして、特にその点はすでに所得税法自身で手当てしているわけでございます。その一つは、譲渡所得は普通収入金額から譲渡の原価を引きまして所得が出ますが、それに對しまして十五万円を引いて、さらに半分にいたす、かような措置を講じておるわけでございます。そのほか土地等を考へてみますと、明治以來持つておつたといふようなことで、今の貨幣価値に換算いたしますと、実は當時はただにひとしもののである、こゝういたしますと、それにいたしまして全額一応所得になるわけでありまして、全額に近いものが、最近における値上がりといふものを考へまして、資産再評価法という法律を作りまして、その場合は古くから持つておるものにつきましては、昭和二十八年までの値上がり分についてはその平均的な値上がりによって再評価いたしまして、再評価額をもつて取得原価といたす、かような措置もまた講じておるわけでありまして、

さらに今、委員からお話のございました、これは任意売買の場合でもその問題はあつたわけでございます。強制的に取用された場合、すなわち所得はなるほど実現いたしましたが、それが自分の意思に基づかないで強制的にやられた場合においてはまた一般の場合とは別の考慮をすべきではないか、こゝういふ議論がございまして、実はこの点も租税特別措置法において措置を講じておるわけでございます。すなわち譲渡所得、先ほど申しましたように、収入金額から原価を引きます。その原価の見方については、値上がり分は再評

価をいたします。そういったした場合には、特にその所得金額を半分にいたし、それについてさらに普通の場合と同様に十五万円を引いて半分にいたす、かようなことになるわけでございます。ですから、詰めて申しますと、所得金額が一定金額が出ますと、三十万円を引いて四分の一にいたしたものをもつて課税標準にいたすといふことと同じことでございます。

現在の負担はどんなことになつておるかといふことを見ますと、かりに補償金額一千万円程度出た場合でございます。これも租税特別措置法で二つ規定しておりますが、一つは單純に売られてそのまま所得が実現したという場合と、そうでなくて、やはり強制取用されますと、大体の場合は代償資産、かえ地を求めることが多いわけでございますが、もしかえ地を求めた場合には、そのかえ地に要した価額の範圍内においては課税いたしませんといふことも同時に現在の租税特別措置法で規定してあるわけでございます。そこで、一千万円の補償金がかかり出たといふと、再評価額は大体七分の一程度が通常でございますので、さういふ計算例によつて計算いたします。そのうち、一般の任意売買の場合には、その場合の負担が百四十一万七千円程度、所得に對しての率が四〇％くらいでございます。これでも先ほど申しましたような再評価法と、それから所得税法の措置によりまして、一般よりは非常に安くなつております。これは累年の値上がり分が一挙に実現したといふことを考慮いたしまして、かような税制になつておるわけでございます。ただいま委員のおっしゃ

いました強制的に取用された場合でございます。全額代償資産を取得しなかつたという場合には、六十万円程度の負担になるといふことでございます。その率は補償金額に對して二・六〇程度、普通完全に代地を取得いたしますればもちろんゼロであります。再評価税だけ納めればよいといふことになりまして所得税はゼロであります。が、かりに七割くらい代償資産を買つたといふ場合を想定してみます。普通事例がその辺が多々ございまして、その辺で計算例をとりますと、一千万円の補償金をもらひましてかかる金額は十七万円、一・七割くらいになつておるわけでありまして、

現在租税特別措置法、再評価法並びに所得税法、これらによりまして強制的に取用された方々の負担につきましてはこれだけの措置を講じておるわけでございますが、お話のように今度のような特定公共事業の用に特に提供されたものについては、さらにこの上に特別な措置を講ずる必要があるかどうかといふところの判断の問題だと思ひます。われわれの方で強制取用の場合一般の場合に比しまして特別の措置を講じておりますのは、本人の意思に基づかないで所得が実現されるというその一点をにらんでおるわけでございます。従ひまして、さういふ意味から申しますと、一般の取用の場合であらうと、あるいは特定公共事業の用に提供する場合であらうと、その本人の意思に基づかないといふ点においては変わりはないわけでございます。また負担の程度を見まして、この上実質的に負担を軽減するのは全体の税体系のバランスから見てもいかになるものであらうかといふことを考へたわけでありまして、ただ、気がついておられますのは、今度の案を見ますと、代償資産として土地を取用したかゝるに家屋の一部を与えるとか、あるいは借家権を与えるといふような場合もあり得るやうに規定上設けられています。現在の租税特別措置法の代償資産の範圍といふものは、大体今までありました例で、従来は土地、家屋、住宅用であればやはり住宅用といふ代償資産の範圍でありましたが、ただ八郎潟その他の例で湖を干拓しまして、そして漁業権の対価として農地をやる、あるいはそれにかわるべき土地をやるというやうな事例も出て参つておりますので、この程度の代償資産につきましては手当てしておるのでございまして、今度の法案で出ますやうな、法案の実施によりまして想定されるやうな、土地に對して借家権といふやうな代償資産は実は想定していません。かつたわけでございますので、この点につきましてはさらに手当てが必要だと思つております。この点は政令その他でまかなえると思ひますので、いずれこの法案が通り次第、この法案の実施上不都合のないやうにわれわれの方で手当てを参りたい、かように思つておるわけでありまして、

○北山委員 詳細な御説明があつたのですが、それは税金を取る側の理屈で、私がお尋ねしたのは別のことなんです。これは売買じゃないです。今のやうな答えは、特殊な売買として、あくまでさういふやうな性格のものとして、特殊な譲渡所得としてやはり課税の対象に考へておる。そこで私はお伺いするのですが、取用に對する損失の

補償金といふものは、あくまで損失の補償金として支払われる。取用委員会の裁決によつて損失の補償として觀念上は、外部から見れば、あるいは多過ぎるか少な過ぎるか、さういふ批判があるでしょう。しかし、そのきまつた金額といふものは損失の補償として出されるのであつて、それ以上ではないのです。ですから、一体大蔵省は損失の補償について課税するといふ考へを持つておるのですか、その点をお伺いします。

○村山政府委員 強制取用の場合の補償金額、それは規定の上では損失補償と呼んでおると思ひます。補償金といふ名前がついておりますが、内容を見ますと、実体から言ひまして取用される物件に對する対価としての補償、それからたとえば移転料のやうなもの、こゝういふ実費補償的な経費、あるいはわれわれ具体例でお目にかかるのは協力料とか感謝料といふやうな名前が出されるものもあるわけでございます。今私が申し上げましたのは、取用される物件の対価としての補償される部分について申し上げたわけでございます。なるほど、この補償の原因自体は本人の意思に基づかない強制力ではあるが、やはり経済的に見ますれば取用物件に對する対価であるといふことでございます。従ひまして、先ほど申しましたやうに、所得税法上譲渡取得の対象になる。

ついででございますが、いろいろな補償金額のうちの精神的な感謝料のやうなものにつきましては、これは所得税法上の規定によりまして課税をいたさない、非課税所得の中に扱つておるわけでございます。

○北山委員 損失補償というのは、その中身がどんな項目がありましても、とにかく収用委員会が裁決するのは損失の補償として、全体として出しておるのです。これは観念上それ以上のものを出しているとは考えられない。

これは建設省の方に聞きたいのですが、収用委員会とかそういうもので、御承知のように、収用に伴った損失補償というのを出しているのは、客観的に具体的な場合において、あれは多過ぎるとか少ないとか、そういう意見は立つてしょうが、とにかく観念上は全体として損失補償なんですよ。

○關盛政府委員 損失の補償でございます。

〔瀬戸山委員長代理退席、委員長着席〕

○北山委員 その中身が慰謝料であるとか何とか、名目はいろいろ立てますけれども、それは技術的にはそういう項目でなければ工合が悪いということから立てるのであって、全体としてはやはり損失補償だ、これは建設省の言う通りなんです。

大蔵省は、損失に対して課税をしているわけですから、かりに協議の場合におきましても、今度の収用法上の協議というものは普通の場合の協議と違ふのです。対等の協議じゃないのです。その背景は、協議がととのわなければ強制的に収用されるという、公権力を背景にした協議なんです。公権力を背景にして、公法上の協議なんです。一方の権利を背景にして協議という形で処理しようというものですから、その協議の結果出てくる場合におきましても、これは普通の売買と違ふのです。だから私は、大蔵省が損失補償に対して課税をするというのは課税上間違っているんじゃないかと思う。金の出し入れについてはすべて税金をかけた、その気持はわかるのですけれども、今度の特殊事情のごときは災害と同じことですよ。収用を受けた者にとっては災害を受けたことと同じなんです。しかも、自分の意思に基づかないで、収用の認定があれば収用権が設定されてしまつて、おそれ早かれ、高くても安くともとられてしまふ。そういうことにきまつておるのです。ですから、これはいよいよ公益という理由のもとに財産権と収益を制限するという形なんです。公益の側から見て、侵害された財産権に対して、あるいは生活権に対してこれを償わなければならぬという全体としての損失補償なんです。そういうものに対して課税しているのです。課税は損害賠償に対しては課税しないでしょう。この場合は損害賠償とは違ふけれども、また別な性格のものであるけれども、そういう考え方と同じように、入った金が前に取得した金額よりも高くなつたとか何とかいう、そんなごまかいものじゃないのです。そうじゃなくて、とにかく収用の結果出てきたものが損失の補償であり、それ以上のものではない。ですから、観念上これに対しては課税すべきじゃないのです。それが特別措置であらうが現在の土地収用法によるものであらうが、課税すべからざるものに課税している。ですから、損失の補償であることは建設省も言つておる。損失の補償に対してあなた方は課税しておる。そうじゃないのですか。

○村山政府委員 あるいは言葉が足りなかつたので、所得が出ないのに課税しておるといふふうにおとりになつたかも知れませんが、そういう意味ではございません。普通補償いたします場合には、おそろく損失額を計算するときには、そのときの時価で計算されるだらうと思つてございます。その土地の時価が坪当たり百万円であれば百万円、これが補償の対象になると思つてございます。所得税法は、実はその補償金額が百万円と出されれば百万円、それはそのままに受け取るわけですよ。その場合に幾ら所得が出たかという計算を、所得原価との関係で計算しておるわけでございます。もともとその土地が一千万円で買つたものだといふすれば、そこで九十九万円が所得になつて出ます。こういうことでございます。先ほど申しましたように、その場合、資産再評価法でかりに一千万円という所得原価でありまして、それを再評価価格まで上げて、たとえば一千万円なら十万円というもので所得原価を計算した、そういういたしますと、差引九十九万円が出てくるわけでございます。通常の所得税法の場合でございますと、それから十五万円を引きまして七十五万円、そのまた半分の三十七万五千円をもつて課税標準にいたします。こういうことでございます。ただ、ただいまのように強制された場合におきましては、初めからただいまの十万円を引いた九十万円を半分にして四十五万円、それからさらに十五万円を引いた三十万円、それを所得税法によつてさらに半分にいたして十五万円を課税標準にいたすということを申し上げておるわけでございます。

従つて、所得があるかないかという問題でございます。あるいは税法上も疑問があるとするれば、譲渡所得の計算方法そのものに對するあるいは御質問かも知れませんが、しかし、現行では、やはり所得というものは原則としてその収入金額から必要な経費ないし原価を引いて計算をいたします。ただ、その所得の種類に應じて、所得税の税率は累進税率でございますので、それらの点を勘案いたしまして、一挙に実現したような場合におきましてはそれを勘案いたします。こういうような措置が講じてあるわけでございます。従いまして、土地収用法では損失金額といつておりましても、そのうちを見てもみますと、所得税法上は譲渡所得があるわけでございます。

○北山委員 所得には全部税金をかけるのだ、そういう考えじゃないでしよう。さつき言つたように、慰謝料については課税をしないといふことは、どういう理由で課税しないのですか。やはりそれと同じように、これは一方的な公権力による財産権の侵害であり、それに対する償いとして出されたものであるから、これに対しては性質上、かりに金が一千万円入つたとしても、それは損失補償なんだから、税の一つの基本的理屈からしてかけるべきじゃないのだ、こういうことを言つておるのである。あなたの方で言つておるとは次元が違ふ。あなたは金を取ることばかり考へておる。取るべからざるものを取つておる。所得を、もうかつた金を差し引いて、あとの残つたものにかかますというのじゃ税務署の役人の考え方です。けれども、公用収用というものの根本の性格を考へて課税政

策というものを考へるべきだ。今までは間違つておる。これは大蔵大臣に来てもらいたかつたのですが、どうですか、政務次官。この問題は今までに解決すべき問題である。ところが、今度調査会の答申の中にその問題が出てきている。それを大蔵大臣はけしからぬと思う。政務次官、どうですか。

○大久保政府委員 ただいま局長が御説明を申し上げました通り、非常に困難な問題でございますが、やはり建前上、ただいままで代替資産の取得に対する措置等におきまして相当な考慮も払つておりますところでもございまして、ただいま答弁いたしました趣旨で御了承をお願いしたいと思います。

○北山委員 それは私個人が了承するとかしないとかいう問題ではないのです。政治の根本理念の問題です。損害賠償に対しては一律課税しているのです。損害賠償とか災害とか、そういうものに対しては課税してないでしよう。それが原理なんです。だから、今度の土地収用なんかについても、これは単に財産の移動ではなくて、これに伴つて生活権なり営業権なり、生活全体が変動する。だから、補償金額の内容もいろいろな名目で出している。出しているけれども、ともかく収用委員会なら収用委員会の裁決できまつたものは、これは全部が損失の補償として出している。それ以上のものじゃないのです。足らない場合が多いのです。それに對して課税している。損失の補償に對して課税しているのです。そういうことは理論上合わない。これは次官、建設省の考え方は政府部内で

も違ふと思ふのです。だから、十分その点を検討されて、考え直される必要があると思ふのです。

○村山政府委員 法人税にいたしても、所得税にいたしても、所得に対して課税するわけでございませう。所得があるかないかという問題と、それから政策的に考えまして、先ほど申しましたように、所得があつた場合にもその性質上どの程度緩和すべきかという問題と、二つあると思ふのです。この場合、税法上所得があることには間違ひはないと思ふのです。先ほど申しましたように、現行の措置では、その所得が出た場合には三十万円を引いて、それを四分の一にいたしてあります。これだけの政策措置は講じているわけでございませう。負担から申しまして

も、一千万円の補償金がありまして、それに対して一・七〇程度の負担になります。他の措置との関連もありまして、特定公共事業のための取用であるというそれだけの理由で、それ以上の特別の措置を講ずることは適當ではないのじゃないか、かような見解を持っておるわけでございませう。

○北山委員 それならば、先ほどお尋ねしたのですが、損害賠償によつていふゆる所得を得た、その際には課税するのではありませんか。

○村山政府委員 損害賠償の内容いかんによりまして、所得が出るか出ないかという問題でございませう。ただ、精神的慰謝料その他につきましては、慰謝料は違法行為に基づくものでございまして、税法の分類で申しますと各号の所得のうち一時所得になります。資産の譲渡ということではなくて、一時所得に対してはまた所得税法の基本的な

考へ自身で特定の考慮を払つておる。

これはやはり所得税法というものは、御案内のように、諸控除を引きまして累進税率で課税いたしております。従いまして、一時の所得に一挙にその年の所得として累進税率の高いところを課税するのはどうかという問題がございませう。おっしゃるような今の精神的慰謝料のようなものは、違法行為に基づく一時所得でございませう。こういうものは、なるほど所得には違ひないでしやう。がしかし、かようなものに課税するということは、われわれの納税倫理の常識から見てもいかになものであらうかということ、これは今非課税にしたわけではございませんで、昔から非課税になつておるわけでございませう。

○北山委員 とにかく、大蔵省は土地の公用取用というものはほんとうの意味を身をもつて感じておられないのです。これはいふゆる公の権力で、法律の裏づけがない場合には、一方的に取るのでから強盗と同じことをやるわけですから、それを合法化する、合理化する裏づけというものは公益という、公益の理由のために私権を侵害する、そういうことなんです。だからこれに対しては、被取用者に対して相当な償いをしてやろう、こういう理念というのか、この法理に基づいてものごとを考へていかなければならぬわけなんです。しかも被取用者の意思が全然じゅうりんされておるわけですから、そういう趣旨から損失補償を考へないと、あなた方はただ金さえ入ればすぐ所得だ、そういうような考え方で何でもかんでも税金をかけようという考え方なんです。だから何べん話し

てもわからない。これは大きな政治的な問題ですから、私は別の機会に大蔵大臣なり政府の責任ある方にお答えをいたしたいと思ふのです。しかも、今お話しのように、損失補償であるというところは建設省は認めておるのであるから、損失補償に対して一体課税していいものかどうか、こういう高い次元の問題でありますので、この点は保留しておいて、あとでまたお伺いをしたいと思ふのであります。

○石田(有)委員 ちょっと関連して、一問だけお伺いしたいと思ふのです。主税局長にお伺いしたいと思ふのです。先ほどの御説明の中で、代替地を取得した場合においてはこれは別である、こういうお話でしたが、今度の法案ができませんと、今御説明のように、公権力でやられるわけです。土地なり、あるいは工場なり住宅なり、いろいろのものがあるわけなんです。そういうものを取り上げられてしまった場合に、すぐに官庁が代替地をやるとか、あるいは住宅をちゃんとあつせんしてやる、こういう場合はいいのですけれども、しかし、やはり店舗を営んでおつた者は、いつの日にかまた店舗を営まなければならぬ。住宅を持つておつた者は、いつまでも借家にいるわけにいかないから、また家を取得する。その間相当な時間があると思ふのです。そういう、それから一応税金を取られておいて得るのであります、そういうとき物件を取得した場合に、またそれに對して税金を払う、そうするとこれは二重課税になる。二重に課税されるわけなんです。そういう点からいっても、今の局長の説明では、私どもはどうも納

得がいけない。ですから、やはり北山委員が言われたように、本質的な問題もあるが、そういう面でも私は問題があると思ふのですが、どうですか。

○村山政府委員 現在代替資産の取得の場合には、その限度におきましては課税していません。ただ、その要件をいたしましては、原則といたしまして一年以内に代替資産を買つていただくといいことでございませう。今回の国会で、その期間は一年以上延びる場合にも、おおよそのめどがつかますければ、税務署長にその旨を、おおよその見込みの期日を言つていただいて、それが確定なものと認められれば、やはり課税はいたさない、こういう措置を講じたわけでございませう。

おっしゃるケースの二重課税の問題でございませうが、これは譲渡所得でございませうので、いつでも取得原価、買った場合のものを幾らで売つたか、その差額で譲渡所得は出るわけでございませう。従いまして、一つの物件について一べん買つて売ります。代替地を買ふという場合には、その物件に関する限りもう課税の問題はないわけでございませう。補償金額で代地を買います。買ふときには所得税の問題はございませう。そのかわりの金で買ったものを今度はさらに遠い将来売つた場合に、そこで所得の課税の問題が起きてくる。こういうことでございませうので、二重課税の問題はないのでございませう。

○北山委員 とにかくこの問題は、よく考へてごらん下さい、公共事業なんかは大体国がやるわけですよ。あるいは都道府県がやるというのが多い。国の機関がやる場合が多いのです。しかも、補償金をやつておいて、今度は

左の手で税金までいただきますということなんです。そういうふうなことは、全体としてやはり常識に合うような措置をとられる必要がある。何でもかんでも金が入れば所得だ、所得には課税するのだというところは、税金を取る政府の狭い考え方だ。そういうことはよくお考へになつていただきたいと思ふので、これはあらためて私は大蔵大臣なりあるいは政府の責任者にお伺いしたいと思ふのです。

○加藤委員 午後二時より再開することとし、この際休憩いたします。

午後四時二十五分開議

○加藤委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

公共用地の取得に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

石川次夫君。

○石川委員 自治大臣が見えておられますから、自治大臣の分だけとりあえず質問いたしたいと思ふのです。この公共用地取得に関する特別措置法案に關しまして、各関係省の方からいろいろの意見がつけられておるわけでありませう。調査会の答申案に対する意見でございませうけれども、その中で自治省の分について大臣の所見を伺いたしたいのです。実は本会議でも若干の質問はいたしたのでございませうけれども、自治省のこれに対する意見は何らこの法案には実現をしておられないわけなんです。大臣のその折の答弁では、自

得がいけない。ですから、やはり北山委員が言われたように、本質的な問題もあるが、そういう面でも私は問題があると思ふのですが、どうですか。

○村山政府委員 現在代替資産の取得の場合には、その限度におきましては課税していません。ただ、その要件をいたしましては、原則といたしまして一年以内に代替資産を買つていただくといいことでございませう。今回の国会で、その期間は一年以上延びる場合にも、おおよそのめどがつかますければ、税務署長にその旨を、おおよその見込みの期日を言つていただいて、それが確定なものと認められれば、やはり課税はいたさない、こういう措置を講じたわけでございませう。

おっしゃるケースの二重課税の問題でございませうが、これは譲渡所得でございませうので、いつでも取得原価、買った場合のものを幾らで売つたか、その差額で譲渡所得は出るわけでございませう。従いまして、一つの物件について一べん買つて売ります。代替地を買ふという場合には、その物件に関する限りもう課税の問題はないわけでございませう。補償金額で代地を買います。買ふときには所得税の問題はございませう。そのかわりの金で買ったものを今度はさらに遠い将来売つた場合に、そこで所得の課税の問題が起きてくる。こういうことでございませうので、二重課税の問題はないのでございませう。

○北山委員 とにかくこの問題は、よく考へてごらん下さい、公共事業なんかは大体国がやるわけですよ。あるいは都道府県がやるというのが多い。国の機関がやる場合が多いのです。しかも、補償金をやつておいて、今度は

左の手で税金までいただきますということなんです。そういうふうなことは、全体としてやはり常識に合うような措置をとられる必要がある。何でもかんでも金が入れば所得だ、所得には課税するのだというところは、税金を取る政府の狭い考え方だ。そういうことはよくお考へになつていただきたいと思ふので、これはあらためて私は大蔵大臣なりあるいは政府の責任者にお伺いしたいと思ふのです。

○加藤委員 午後二時より再開することとし、この際休憩いたします。

午後四時二十五分開議

○加藤委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

公共用地の取得に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

石川次夫君。

分たちの意のあるところは法案には十分盛り込まれておるといふ御答弁をされたわけですが、しかしながら、この意見についての趣旨というものは全然法案には生かされておられませんので、お忙しいところを恐縮でございますけれども、念のためにあと一回お伺いをしたいと存じます。

そのまず第一は、答申案でございますが、「公共用地取得制度の改善に関する答申及び建議」という調査会の答申の「第二前文中『国の緊要な施策遂行上の要請にこたえがたい』旨の表現は、狭きに失し適當でないと思われ、ので再検討されたい。」という意見が自治省の方から出ております。これはどういうことを意味しておるのかというのが質問の第一点でございます。

それから第二の点は、「特別措置を適用する事業の範囲については、幅員九メートル以上の二級国道」「人口五〇万以上の都市」のように幅員又は人口等を基準として定めることは適當でない」という意見が自治省の方から出ておるわけでありまして。

それからさらに、「特別措置を適用する事業として『その他審議会の議を経て建設大臣が指定する事業』を加えられたい」というような積極的な意見もあるわけでございますけれども、これは今度の法案の中には全然盛り込まれておりません。この「適當でない」といわれてきたことの根拠につきまして、そうしてまた、それが今度の法案に生かされておらなかったという点に對する自治省大臣の意見を伺いたいと思ひます。

○安井國務大臣 公共用地取得制度調査會對しまして、自治省側の意見が取り入れられてないじゃないかという

点についての二、三点の御指摘の御質問でございます。

第一に、自治省側の意見と申しますものは、正式にこの答申案に對して省としての態度をきめて出したという性質のものではないでございますので、この点は、私どもの行政局長が審議会の専門委員として参画をいたしておりますために、いろいろ技術的な点で字句の表現であるとか、そういった点に對する個人としての意見を出しておるわけでありまして、その中には取り入れられましたが、私どもも取り入れられたいものもございまして、取り入れられてないものもございまして、法律全体としましては、私どもも大体地方団体が仕事を一緒にやっていきます場合に、支障のあるような構成にはなつておらぬと思つておりましたので、この法案に賛成をいたしておるわけでありまして。たとえば「国の緊要な施策遂行上の要請」云々というふうなものが狭きに失するといふような意見が、當時答申案が出ます前に事務的に出ておりましたが、これは全体を通して地方団体の意思が疎通できるようにしてほしいという全体を通しての趣旨が生かされれば、言葉はこれでいいじゃないかというふうな意味から、言葉通りに採用されなかつた。あるいは対象を限定します際、もつと幅の広いもので、必要に応じていつでもできるようなにしてほしいという、より欲ばつた考え方もあつたわけでありまして、しかし、これはかなり画期的な制度でもありまして、一応限定をしてやつていくという考え方には、自治省としては最後には同調しておるわけでありまして。

○石川委員 自治省という立場は、地方公共団体の利益、權益というものを

を代表し、地方住民の利益を擁護するという立場だろうと思ひますが、今の私の質問は大して重要ではないと思ひますから、一応この程度にいたしますけれども、その重要な自治省としての意見が、その次に自治省本来の立場に立つての意見が出ておるわけでありまして。それは答申案の第二の句で、「補償は現物補償を原則とするようにしたい。」これはきつめて自治省らしい自治省本来の立場に立つての貴重な意見だといふふうに思つておるわけでございますが、現物補償を原則とするというふうにはこの法案にはなつておりません。この点が私は自治省の側としては非常に不満の存するところではなからうか、こう存じますが、その点に對する意見。

それからあと一つは、「生活再建対策は、起業者の責任において処理すること」を建前として、「国及び地方公共団体がこれに協力する」といふような形にしてみたい。これも私はまことにもつともな意見だと思ひます。しかし、これはこの法案の中には十分に生かされてはおりませんので、やはり起業者自身が自分の責任でどことんまで生活再建対策、めんどろを見ろのだという配慮が住民の立場から見ても必要なことではなからうか。こう考へるわけでございますけれども、この法案でいいますと、どうも地方公共団体がこの仕事をかぶつてしまふ。しかし、地方公共団体は、自分自身無関係ではないでございましょうけれども、起業者の立場ではないもので、すから、ついその再建対策がおおざりになつてしまふという危険がきつめて多いと思ひます。従つて、私たちは、

起業者の責任で最後までこの生活再建対策を考へるという配慮が、ぜひともこの法案を作る上に実現をさしてもらいたいと思つたのですけれども、これは実現をしておられません。その点について、答申案に對して自治省の意見はきつめて適切なものであると思ひます。でございますが、これが法案に生かされなかつたということについての御意見を伺いたいと思ひます。

○安井國務大臣 非常に有益な御指摘だと存じますし、われわれでできればそういう点も十分考へられた方がベターだといふような考へも自治省自身の立場からはあつたかと思ひますが、今の現物補償の問題にいたしまして、これは現物補償を決してやらなかつたわけではない。行政指導で十分その精神は生きるといふようなことから、これも自治省としてはのむといふようにやつたわけでございます。

それから、例の再建計画を立てるといふ場合には、何と申しましたも都道府県がこれに協力をしなければなりませんので、そういう場合に、都道府県知事が再建計画案については作成に十分なる力を貸す、あるいは作成をするといふふうになつておられます。しかし、これの補償を実施しますといふような面につきましては、やはり施行者自身が責任をもつてやるというふうになつておられますので、この点も實際上からは格別の支障はなからうかと思つておられます。

○石川委員 今の御答弁だと、大体意見は出ておまして、この意見はほとんど法案には盛り込まれておらないと私は考へるのです。でありますから、自治省の大臣としては、この現物補償を、

こちらは「原則とする」となつております。法案は現物補償することでもできるといふような建前になつておりますが、原則にはなつておりません。従つて、これはあくまでも「現物補償を原則とする」といふ形になれば、私は今後における公共用地の取得というものは非常に円滑にいくだろう、かように考へるわけですが。この自治省の意見は、私はその点できつめて適當なものである、こう考へるわけですが、この点について、それでは建設大臣、どういふふうにお考へになつておるか、一つ意見を伺いたいと思ひます。この「現物補償を原則とする」、それから、「生活再建対策は、起業者の責任で」と、ことなまでめんどろを見るのだ、これに地方公共団体は協力をするという建前でなければならぬといふのが自治省の方から出てくる意見であります。これについて御意見を伺いたいと思ひます。

○中村國務大臣 現物補償の問題は、これは絶対にいふことになりまして、もとどきと場合にによりまして、現物補償は事実上代替すべきものが入手できまふので不可能な場合もあり得るわけでございます。従ひまして、この法律案の中におきましては、収用委員会の裁決による現物補償と、四十六条の話し合いによる現物補償の場合と、二つの建て方で繰り込んであります。次第で、現物補償の申し出があり、それが適當であり、また、現物補償として給付すべきものがあるような場合におきましては、できるだけ當事者の申し出を生かして収用委員会が現物補償の裁決もすることができるとは母法でございまして土地収用法からできるわ

けでございませう。その建て方と、もう一つは、補償裁決をいたしませんで、話し合いで解決をする場合の四十六条の現物給付の規定、これらによつて解決をしていく以外に道がない、かように考へておる次第であります。

それから、生活再建対策につきましては、これもこの法案におきましては、申し出に基いて都道府県知事が、関係市町村長あるいは関係行政機関、その申し出をした者あるいはその代表者、特定公共事業の施行者、こういう関係者の意見を聞いて生活再建計画を作成する。もちろんこれには関係市町村等の協力も得なければなりません。

が、この計画を作成するにあたりましては、地方団体の中心でございませう。都道府県知事に責任を持ってその地方の実情に即して計画を作成してもらつて、それがやはり一番よいという考え方で、都道府県知事の協力だけではこれは不足でございませう。都道府県知事を中心に再建計画を作成していただき、その作成されたものをそれぞれの関係機関が実行に移していくという建て方でよろしいではないかというように、実はわれわれ考へてゐるわけでございます。

○石川委員 ただいまの生活再建対策でございませうけれども、地方の公共団体にまかせますと、これは関係がないことではないでしょうか、自分でやった仕事ではないものですか、最後までほんとうにめんどろを見てやろうという気持はどうしても薄いと思はれる。さらにまた、地方公共団体の長といたしましては、これだけではございませう、国でやるべきことを委任事務あるいはその他の関係でもって、何でもか

んでもかぶせられてくるということに對する不満が非常にあるわけでございます。そういう点から見ても、生活再建対策は、この法案では十分に生かすことは困難ではないか、こういう懸念があるのです。従つて、自治省の立場としては、当然起業者の責任において処理する建前であると言われる意見はきわめて妥当なものであると考えられますが、自治大臣の方からこういうことの實現のために積極的に連絡をとる、協議をしてこの趣旨を生かすように、建設大臣ともどもに御協力を願ひたい、こうお願いする次第であります。

あと一つ。これは自治省の見解ではないのでありますが、第九條に、市町村長が「同法第二十四條第二項の規定による手続を行なわなければならない」ときは、起業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。こゝになつておるわけでございます。御承知のように、地方自治法第四十六條には、市町村長がもし国の命令、県の命令を行なわなければならない、職務執行命令訴訟というふうなものを起こして、裁判所の認定によつて初めて知事が代行できる、こういうことになつております。これこそ憲法九十二條の地方自治の精神を生かした、原則にのつたものではないか。中央政府が一方的に権力を發動することを、司法権がその中に介入することによつて初めて一方的な發動を防止する。中央集権が過度に地方行政を侵すことのないような配慮がこの点で規定されてゐるのだというふうに考へるわけでございます。ところが、この第九條で、起

業者の申請によつて直ちに市町村長にかわつてその手続を知事が行なうというふうなことは、憲法九十二條あるいは地方自治法の精神にもとるものではないか、こゝういふ懸念を持たざるを得ないのですけれども、この点、自治大臣はどう考へになりますか。

○安井国務大臣 今の点は、地方自治法第四十六條で、市町村長が国の機関として事務を委任されておる場合の規定でございませう。この手続は、御指摘の通り、やれなかつた場合あつた手続は裁判の結果を待つてやるといふうな非常に複雑な手続になつておる。しかし、最近の情勢ではこの公共事業を緊急にやらなければなりませんし、長い間の裁判をいつまでも待つておるのではいかかといふことで、特に緊急を要する公共事業の場合に、市町村長にかわつて同じ選挙で出ております都道府県の知事が、やはり自治体の立場から、公平な裁断でこれを特にかわつてやり得る、こゝういふ場合があつても必ずしも自治権の侵害にはならないのじゃないか。この法律を出します建前から見ても、この程度の特例は設けてしかるべきものであらうと考へておるわけでありませう。

○石川委員 私は、その答弁が建設大臣から出た答弁ならそれでもよろしいと思ふのですけれども、自治省の大臣はやはり地方自治を守るという建前で、こゝういふ過度な中央の権力というものが地方の権利を侵害する、それを緩和するたゞ一つの方法として地方自治法の第四十六條といふものは生かされておるのですから、これを無視したこの法案の出し方というものは、私は、地方自治の自治性というものを侵害する憲法違反の疑いが強い、こゝう思

わざるを得ない。また、自治大臣としては当然さういふ立場に立つて、地方公共団体を守るんだという立場で見解を被逐されるのが妥当ではなからうか、こゝう思ふのですが、この点については、あとで建設大臣に伺ひたいと思ひます。自治省の大臣に対する私の質問は、不満足ではありますけれども、この程度にいたします。

○加藤委員長 北山君。自治省にお伺ひしたい問題があります。ただいまの市町村長や知事の協力ということに關係するのですが、第三條の第二項に、知事や市町村長は「起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならぬ」といふ一般的な協力規定があるわけですが、これは、私はこの規定の性質から見ても、やはり訓示規定といひますか、できるだけ協力するよ

うにしろといふことであつて、国の機関として義務づけたものではないのじゃないか、こゝういふふうに考へられる。それから九條の中にも、場合によつては市町村長が縦覧の事務をやら

ない場合もあり得るということとを法律で認めてゐる。そういうことの関連からしましても、あるいは知事や市町村長といふのは、国の事務をやらされる立場にありませうと同時に、地域住民の代表でありますから、その事業が公益の事業といたしましても、その地域によつては必ずしも住民の利益にならないといふ場合が現実にはあり得るわけだ。たとえばダムなんかを建設するときに、住民の多数が反対してゐるといふときに、しかも議會でもってその反対議決をしたという場合には、住

民の代表としての市町村長と、国の機関としてのこゝういふ協力義務と矛盾する場合が出てくる。ですから、これを、土地の取得について市町村長や知事は常にこれに協力する義務があるのだといふ厳格な規定に就かなければ、地方自治体の長といふものは非常につらい立場に追い込まれる。ですから、これはできるだけ協力するようにという訓示規定であつて、それに違反した場合、義務違反になるのだ、こゝういふ厳密な意味ではないと解すべきが妥当じゃないかと思ふのですが、自治省大臣の見解を承りたい。

○安井国務大臣 今の御質問は、意味のとり方によりましてはこれは一種の訓示規定のものだといふ御解釈については、私も一応考へておるわけでございます。ただ、御承知のように、第三條の一項を受けまして、認定を受けます際にむしろ起業者の義務として、市町村長あるいは都道府県知事に詳細にして十分な説明をしなければならぬ。そこで、非常に妥当、合理的なものであれば、都道府県知事あるいは市町村長も大いにこれに協力しよう、こゝういふ趣旨で、あわせて考へてしかるべきものであらうかと思つております。

○北山委員 そすると、この第二項は、第一項のいわゆる起業者が事業認定の前にいろいろな事業の説明をPRする、その際に、その範囲でもって市町村長や知事は協力すればいいのだ、こゝういふことですか。この規定は、実は場所としてもおかしいんですね。第三條は「事業の説明等」といふことになつておつて、第一項と第二項は別の問題を規定してゐる。もしも大臣の言

われるように第一項を受けた規定であるとするれば、ここに書いてある「土地の取得について」ということは、いろんなPRをするとか、そういう起業者がやる仕事について協力をすればいいんだという範囲の規定であるか。一般的に土地の取得について協力をしなければならぬということを義務づけたものじゃないんだ、こういうふうな解釈ですか。

○安井国務大臣 私、義務づけたものというのと訓示的な性格を持ったものというのでは、これは若干解釈あるいは感じ方の差異があるかと存じます。が、事業を起こそうとします際に、その内容について十分な説明を受け、それについて十分な納得がいけば、これは当然のこととして協力しなければいかぬ。内容を認定するということ自体が相当緊急を要しますし、また必要なものを定められるものだと思いますので、それについて十分な理解をして、その上で協力しなければいかぬというふうに受け取るべきものだと思います。

○北山委員 そうすると、第一項のいろいろな説明を受けた、しかし協力できない立場にある、いわゆる納得できないという場合においては、協力しなくてもいいという程度の規定ですか。

○安井国務大臣 今度の法律の建前は、そういう緊急を要する事業はある程度強い意思で行なわなければいかぬという方針で立てられておると思います。従いまして、そのきまつたものに對しましては、十分に手を尽くして施行者なり何なりが関係のある市町村、都道府県に十分に説明をして、納得をさせるようにはからわなければいか

ぬ。また、はかるべきものである。また、それを受けて、できる限りそういう内容に都道府県知事、市町村長は協力をすべきものであるというふうに考へておられます。

○北山委員 そうすると、第一項と第二項は関連があつて、いろいろPRを受けて、それがよく納得ができたから協力すればいいというふうに御説明のようですから、その程度に解釈して了解しておきます。

それから、自治相にもう一点。取用委員会というのは、土地取用法の場合でも、この場合でも、非常に重要な地位にあるわけですね。ところが、この法案を作る際の公共用地取得制度調査会の答申の中に、今の弱体な土地取用委員会を強化しなかならぬ、事務局を置かなかならぬ、こういう答申があるわけですね。ところが、それが実現されておられない。それには、自治省はこれに反対なんだ、そういう行政委員会に對して事務局を作ることは反対だということであるが実現を見なかつた、こういうわけでおるのですが、これは私どもから見るならば、この取用委員会は国の機関であつて、都道府県にいはば間借りしておるような格好になつておる。国の機関であつてしかも独立な行政委員会という、非常に重要な意義を持つておるのです。しかも、このような特別措置法ができる場合においては、さらに取用委員会の任務、役割は非常に大きなものになる。従つて、今のような弱体なものにならぬ、もっと強化されなかならぬという調査会の答申は納得できるものでありまして、それに對して自治省が反対したというのはどうも受け取れないのですが、ど

ういふいきさつなんですか。

○安井国務大臣 この事務局設置の問題につきましては、自治省としては一応建前論を申しておるのでございませう。地方でそういうふうな設置されております機関に行政的な機構の新設、あるいはそれを複雑にするということに對しては全面的になるべく排除していききたい、なるべく簡素なもので簡便にしたい。そういう建前から、従来の実績でいまして委員会が扱います件数がまだ少ないので、そこまでの必要は目下ないのにならうか。しかし、これが実際に扱ひまして、どうしてもそういうものがいいという場合に、何も絶対それはいかぬというほど絶対的な意思を持つておるわけのものではないのであります。

○北山委員 これは、なるほど件数が少ないでせう。しかし、その取り扱ひ内容というのは、いわば準司法的な性格を帯びており、非常に技術的な内容を持つてゐるのです。評価あるいは鑑定というふうな補償の金額をきめる、補償内容をきめるという非常に重要な役割をするわけですね。従つて、事務局もない、しかも非常勤の委員でもつて仕事をするとすることはふさわしくない。これがこの土地取用全体のいわば骨組み、中心になるのです。そういうことを十分お認めいただいた上で行政組織の簡素化を考へるべきだと私は思ふ。ただ地方自治、都道府県の問題だというふうな立場から考へてはいかぬと思ふのです。私は、建設省としては事務局を置くようにという希望だつたと思ふのです。それは取用委員会の重要な性格から見ても当然の要求だと思ふし、また、それだからこそ調査

会としては答申の中に特に入れてある。一応簡素化という趣旨はわかりますよ。わかりますが、これは単に知事のもとで、知事の命令でやる機関ではなくて、御承知のように独立の機関なんです。しかも国の機関なんです。ですから、国の方で金を出さずして事務局を強化するというなら、それでいいんじゃないですか。

それとも、国の方では、取用委員会の経費は都道府県まかせで、金は出さない、しかし事務局は作れというのであれば、自治省が反対するのは理由があると思ふのです。取用委員会の経費については、一体どうなつておるのか。建設省としては、こういうふうな事態にかんがみて強化するために、財政的に全部これは国が持つべきなんです。そういうふうな建前になつておるのかどうか。

あわせて、今、大臣は、必ずしも行政簡素化ということで事務局の設置をどこまでも反対する気持はない、こう言われましたが、建設大臣、自治大臣の両大臣から、こういうことに関連して、また、こういう特別措置法ができなくても取用委員会というものは当然強化すべきものなんで、そういう点から、事務局を設置し、また国の方からその財源は全部十分出すというふうな改善をするという言明が得られるかどうか、これを承つておきたい。

○安井国務大臣 今の、委員会の経費はどうかという御質問に對しましては、これは自治体の一般経費からまかなつておる。しかし、一般経費につきましては、いわゆる交付税の算定の基準として、この財源を交付税の中で見ておるということにいたしておるわけ

ありまして、自治体の仕事は自治体固有のものもありますし、同時に国の委任を受けてやつておるというふうなものもありましようし、そういうものはそれぞれ財政上の計算をして、交付税の計算で見えておるという建前になつておるわけでありませう。

○北山委員 それは少しおかしいんじゃないですか。たとえば公安委員会みたいなものであれば、それは自治体警察なんです。公安委員会というのは自治体警察の運営をやる委員会なんです。しかし、この取用委員会は国の機関だということは、きのうですか、建設大臣がはっきり言われておる。しかも独立の機関であつて、知事の所轄のもとに置かれておるということになつておるのですから、いわば建前から聞借りをしてゐる国の機関なんです。従つて、これは自治体の固有財産でやるとか交付税でやるとか性質のものではなくて、やはり國費でまかなうというのが建前ではなければならぬと思ふのですが、どうでせうか。

○柴田(憲)政府委員 便宜、私からちよつとお話ししたいと思ひます。おっしゃる通りに、取用委員会のやつております事務はまさに国の事務でございまして、機関としては自治法に基づく地方団体の執行機関として置かれております。従いまして、現在の財政の建前から申しますと、あらゆる経費は一応当該地方団体が出す。しかし、例外的に負担分がきめられておるものは負担法で出すという建前になつておりますので、この経費をどうするかということにつきましては、御指摘のような御議論はあらうかと思ひます

ありまして、自治体の仕事は自治体固有のものもありましようし、同時に国の委任を受けてやつておるというふうなものもありましようし、そういうものはそれぞれ財政上の計算をして、交付税の計算で見えておるという建前になつておるわけでありませう。

○北山委員 それは少しおかしいんじゃないですか。たとえば公安委員会みたいなものであれば、それは自治体警察なんです。公安委員会というのは自治体警察の運営をやる委員会なんです。しかし、この取用委員会は国の機関だということは、きのうですか、建設大臣がはっきり言われておる。しかも独立の機関であつて、知事の所轄のもとに置かれておるということになつておるのですから、いわば建前から聞借りをしてゐる国の機関なんです。従つて、これは自治体の固有財産でやるとか交付税でやるとか性質のものではなくて、やはり國費でまかなうというのが建前ではなければならぬと思ふのですが、どうでせうか。

○柴田(憲)政府委員 便宜、私からちよつとお話ししたいと思ひます。おっしゃる通りに、取用委員会のやつております事務はまさに国の事務でございまして、機関としては自治法に基づく地方団体の執行機関として置かれております。従いまして、現在の財政の建前から申しますと、あらゆる経費は一応当該地方団体が出す。しかし、例外的に負担分がきめられておるものは負担法で出すという建前になつておりますので、この経費をどうするかということにつきましては、御指摘のような御議論はあらうかと思ひます

ありまして、自治体の仕事は自治体固有のものもありましようし、同時に国の委任を受けてやつておるというふうなものもありましようし、そういうものはそれぞれ財政上の計算をして、交付税の計算で見えておるという建前になつておるわけでありませう。

けれども、現在では一応地方団体が一般財源で支出する、こゝういふ建前になつておるのでございます。

○加藤委員長 児玉末男君。
○児玉委員 計画局長にお伺いしたいと思ひます。

○北山委員 国が地方に出す財政的な措置としては、補助の形もあるし、いろいろな形があるでしょう。しかし、取用委員会というものは重要な機関であるから、少なくともこれに對しては事務局を充実してやるような方針で自治省としても考えていただきたいと思ひます。いろいろな財政的な措置などについても、何か取用委員会は忘れられたような存在で、片すみに間借りをしておるといふより、格好になつておるのじゃないかと私は思ひます。この法案を見れば、取用委員会というものは非常に重要なものなんです。もしも都道府県に置くのは適當でない、それだけ重要なものである、また各府県の取り扱ひ案件も非常に少ないからというなら、これを切り離してしまつて、中央に強力なものを置いて、そして地方的な問題も臨時委員を置いて扱うとか、そういうふうにしてもいいやうな、また積極的な意見を自治省が述べるなら、また話はわかる。しかし、中途半端な形にしておいて、そしていろいろな制度の拡充、充實の点では非常に冷淡に扱うといふことでは、非常に困る。この点は、建設省にも自治省にも両方に関連があるし、また大蔵省なんかも関連があるのです。この特別措置の一環なんです。それから、答申案にあるのを実行しなかつた重要な問題ですから、これは考慮しなければならぬと思ひます。これは御検討願ひたいと思ひます。自治省に對しては以上の点だけです。

今出されております法案の中で、特に公共用地取得制度調査会の答申によりまして、その内容において道路の幅とかそういうふうな具体的なことが詳細に書かれておりますけれども、この法案においては、そういうような内容については政令によつて定めるというふうに、調査会の答申と法案の内容に若干の相違があるわけでございまして、どういふ理由でこれを政令で定めるといふふうに変更したのか、その理由についてお伺ひしたい。

○關盛政府委員 この法律におきまして、できるだけ特定公共事業の範圍につきましても明定をいたすことがわれわれの最大の眼目であつたのでございまして、法律技術的な關係もございまして、法律事項についてはできるだけ原案に盛り込んでおるような内容で法律事項を明定し、そして足らざることを補足いたしました。前回の農林委員会との合同審査の際に御配付申し上げましたような内容を政令で定める、こゝういふことで法律技術的な作成の過程におきましてそういう手続をとつたといふわけでございます。

○關盛政府委員 この法律におきまして、できるだけ特定公共事業の範圍につきましても明定をいたすことがわれわれの最大の眼目であつたのでございまして、法律技術的な關係もございまして、法律事項についてはできるだけ原案に盛り込んでおるような内容で法律事項を明定し、そして足らざることを補足いたしました。前回の農林委員会との合同審査の際に御配付申し上げましたような内容を政令で定める、こゝういふことで法律技術的な作成の過程におきましてそういう手続をとつたといふわけでございます。

○關盛政府委員 この法律に掲げてありますことは、公益性の高い、しかも当面実施をいたさなければならぬ緊急性のある事業の種類を限定列挙いたしました。しかもその内容的な幅につきましても、極力制限をした形で範圍をしぼつておるわけでございまして、従つて、その基本といたしましては、先ほど申しましたような、いわゆる公共の利害に重要な關係のある事柄、あるいはまた直接國民の利益に相當に關係のある事柄、こゝういふたような事柄と、さらに従前の土地取用による実績等も見ましてその緊急性の判断をしておる。こゝういふわけでございまして、この政令で定める施設の範圍につきましても、前回は御配付申し上げました政令案要綱の通りでござい

○關盛政府委員 この法律に掲げてありますことは、公益性の高い、しかも当面実施をいたさなければならぬ緊急性のある事業の種類を限定列挙いたしました。しかもその内容的な幅につきましても、極力制限をした形で範圍をしぼつておるわけでございまして、従つて、その基本といたしましては、先ほど申しましたような、いわゆる公共の利害に重要な關係のある事柄、あるいはまた直接國民の利益に相當に關係のある事柄、こゝういふたような事柄と、さらに従前の土地取用による実績等も見ましてその緊急性の判断をしておる。こゝういふわけでございまして、この政令で定める施設の範圍につきましても、前回は御配付申し上げました政令案要綱の通りでござい

○關盛政府委員 この「事業の説明」というのは非常に重要なことでございまして、従つて、事業計画を關係の住民によく理解をしていただくと同時に、その管内の地域を管轄する知事、市町村長にも十分に説明をしていただくといふことがまず基本でございまして、従つて、その内容につきましてもは省令にこれを譲つておられますが、単に文書でも説明をするだけではなくて、公共施設の用に供することとなる土地等の關係権利者ともより、その施設の影響範圍の方々に適當と認められる会

○關盛政府委員 今この説明によりまして、この説明をする對象の關係住民の範圍等がきつめて抽象的な表現がとられておるわけでございまして、特に緊急性という立場から相當この點は問題が生ずると思ひます。この關係住民の範圍というものは大体どの程度の考へでその範圍をきめるのか、この点についての見解を承りたいと思ひます。

○關盛政府委員 第二條の第七号に規定いたします特定公共事業は、いわゆる発電、送電施設のうち一定の規模以上のものを對象としておるのでございまして、これらはすべて非常に重要な電力供給施設、あるいは送電線にいたしましても超高压の送電幹線というやうなものを中心に定められる予定でございまして、電気事業者といたしましては、電源開発促進法によるいわゆる発電等もあつたが、また九電力もあるわけでありますが、電源開発促進法によりまして設置されております発電等につきましても、すでに法律によつておるものでございまして、その事業と、また他の電氣に關する臨時措置に關する法律に基づきまして発電をいたしておりますところの会社とは、その工事を實施いたします施設の內容におきまして、供給の施設の面におきまして、その事業の及ぼす公益性というものは區別することは非常に困難であらうと思ひます。今回の措置法の對象になりますものは、その

○關盛政府委員 今この説明によりまして、この説明をする對象の關係住民の範圍等がきつめて抽象的な表現がとられておるわけでございまして、特に緊急性という立場から相當この點は問題が生ずると思ひます。この關係住民の範圍というものは大体どの程度の考へでその範圍をきめるのか、この点についての見解を承りたいと思ひます。

○關盛政府委員 今この説明によりまして、この説明をする對象の關係住民の範圍等がきつめて抽象的な表現がとられておるわけでございまして、特に緊急性という立場から相當この點は問題が生ずると思ひます。この關係住民の範圍というものは大体どの程度の考へでその範圍をきめるのか、この点についての見解を承りたいと思ひます。

○關盛政府委員 今この説明によりまして、この説明をする對象の關係住民の範圍等がきつめて抽象的な表現がとられておるわけでございまして、特に緊急性という立場から相當この點は問題が生ずると思ひます。この關係住民の範圍というものは大体どの程度の考へでその範圍をきめるのか、この点についての見解を承りたいと思ひます。

事業の公益性、あるいはその事業の緊急性というところに着目いたしましたので、大部分はもとより国なり地方公共団体なり、国の関係の公団でございますけれども、そういう意味合いにおきまして私企業の経営にかかるといへども区別をする必要はないのじゃないか、これが調査会の答申でもございまして、そのような考え方で立案されておるわけでございます。

○兒玉委員 次に、土地収用法百二十三条との関係について、私たち今まで見ました資料によりますと、この調査会においてもかなり活発な議論が展開されたというのを聞き及んでおるわけでありまして、特にこの点については、昨年の四月十五日の衆議院内閣委員会におきまして、建設省設置法の一部改正法律案に対して次のような附帯決議がされておるわけでありまして、それは「政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあつては、いさしく、収用地その他の補償額決定以前に、収業者に対し、被収業者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。右決議す。」という附帯決議も出されておるわけでありまして、この百二十三條の適用をめぐる緊急性についての範圍の問題等について、どういふような議論がされたのか。また、今後の運用についてどういふ見解をお持ちであるか伺いたい。

○關盛政府委員 衆議院内閣委員会の附帯決議と、今回の特別措置法の緊急裁決との関係につきましては、前回に大臣から御答弁もありましたし、昨日の田上参事人からもいろいろ御説明があつたわけでございます。従つて、この制度の立案につきましては、もとより内閣委員会の附帯決議の趣旨に反せず、かつ特に調査会におきましても意を用いたところでございまして、緊急裁決の規定によつて私有財産を侵害することのないように、仮補償金の前払いの規定、あるいはまた緊急に実施するといふ場合、例外的ではありますけれども緊急裁決が行なわれるという場合におきましては、仮住居の提供、あるいは清算金に対する利息を付する、あるいは万一の収業者の義務不履行に備へて過意金を徴収する、あるいは強制執行の方法によつてその収業者からとるべき債権を確保する、こういう方法を講じておるわけでございます。そして、ただいまお尋ねの現行百二十三条におきましては緊急使用の制度があるわけでありまして、これもいろいろ御説明が参事人からもありまして、究極的に土地の収用を前提とするような緊急使用の場合におきましては、かえつて被収業者に対しては、いさしく損失補償の面について十分である。従つて、被補償者に対しては、そのようないふことについては、土地が道路用地になつたりあるいは鉄道幹線の土地になつたりして、当然当初から収用を前提とした緊急使用といふのはやはりこの緊急収用という形にいたしまして、そして補償金を明らかにきめるといふことの方が適當であらう、現行の収業者の見積もりによる補償額の払い渡しという制度で仮使用の形でやるのは適當でない、緊急収用の制度がより適當であらうといふことが、調査会の討論の際に論ぜ

られました結論として、この立法が行なわれたのであります。

○兒玉委員 これは今後きつめて重大な問題にならうかと思ふのですが、縦覧、公告をやる場合に市町村長が拒否をした場合には、上の機関である知事が代行するといふことがうたはれていゝわけでありまして、この縦覧、公告といふことは、たとえば鉄道等の場合において、あそこ市町村を通る場合に停車場がでけないといふことでもつて全然恩恵に浴しない、こういうような場合にかなりの抵抗といふものが感ぜられるわけでございますけれども、この市町村長の縦覧拒否といふことについてはどういふふうに対処し、また理解を受けようとする努力をするのか。この点についての見解を承りたいと思ひます。

○關盛政府委員 この法律におきましては、単に縦覧拒否の問題だけではなくて、一等最初、この事業を計画されまして収業者が特定公共事業の認定を受けようとする場合におきましては、第三條の規定によるいろいろな説明を關係の機関に行なうわけでございますし、そういう意味におきまして、その協力方をお願いをするといふことをまず十分とるという建前でできております。従いまして、お話をうかがうに、その沿道の地域は通過交通のために直接受益がない、こういうことから一部地元の反対のために市町村長がちやうちよされるという場合もあらうかと思ひます。そういう場合におきましては、この事業の性質上、やはり収用手続が円滑に進行することを最後の保証として確保したいといふので第九條ができて

おるわけでございます。こういうことのないように、實際は極力納得を得るよう努めていくのが一番理想であらうと思つておりますが、万一の場合におきましては知事がその縦覧に關する手続を代行するといふことで、手続の進行が遅滞することのないようにしたいと思つております。要は全体としての事業の協力を、第三條の規定から始まりまして十分得るよう努めるといふのが本法の趣旨でございます。

○兒玉委員 あと一問だけにしほりたいと思ひますが、補償金額の基準を設定するのは、大体どの時期に補償金額の基準を置いてきめるのか。認定をされますとまたその付近の土地が上がるということは、当然常識的に考えられるわけですが、その基準の設定をどういふふうにかへられておるのか。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねは、この手続の進行に従ひまして補償金の額といふものがいつのときに決定されるかといふことでございますが、これは緊急裁決が行なわれます場合に、おいては緊急裁決のとき、それから緊急裁決が行なわれないで本裁決が直ちに執行なされますときにおきましては本裁決のとき、収用、使用の効果の発生する時期、その時期の価格でございます。

○加藤委員長 小松幹君。

○小松委員 昭和三十三年、四年、五年とこの両三年間に、建設省が案として出した程度の公共用地の取得に關して、正規に土地収用法を適用した件数は幾つあるか、お知らせ願ひたい。

○關盛政府委員 収用委員会の裁決等に關しまして収用委員会が処理いたしました件数の質問であつたように思ひますが、収用委員会が裁決いたしましたものは、昭和三十三年におきましては十八件、三十三年におきましては三十一件、三十四年が十六件、三十五年が二十八件となっております。その他収用委員会におきましては和解、調停、協議の確立、緊急使用の許可等も行なつておりますので、それがたゞいま申しました件数のほかに、各年度によつて若干の違いがありますけれども、十数件でございます。

○小松委員 今のお話によると、この両三年間に収用委員会で和解あるいは裁決によつてそれぞれ仕事ははかどつておる、こういうふうに出ておるが、事實であらうと思ふのです。それならば別に特別措置法を出してそういう方法をやらないうで、今まで通りにやつても差しつかへはないのじゃないかと思ふのです。スムーズに和解あるいは裁決が行なわれていっておるのに、どういふわけでこれをやらねばならぬか。その辺の理由を承りたい。

○關盛政府委員 その点は、この委員会におきまして一番最初に、この法律の御審議をお願いするときに申し上げたのでございまして、現行の土地収用法におきましては、關係行政機關の見解の提出の遅延がありますとか、あるいは市町村長の事業認定申請書の縦覧手続がとくられる、あるいは土地調書、物件調書の作成の遅延のために裁決申請がおくれ、こういう事柄も手続の進行過程におきまされてありますので、今後の公共投資の増大、公益事業の増大に対処いたしまして、できるだけ土地収用法の場面において事業実施をすることが、公益と私益の調整の上

から見ましても必要なことでござい
ます。そういうことから見ましてもこ
の制度が必要であるということ、こ
の法律を提案いたしておるような次第
でございます。

○小松委員 市町村長あたりが調整の
労をとって、これが極度にサボって
やつておるのではなくして、何かの手
続上進まないというの、それはそれ
なりにはつきり市町村長あたりの理由
があるはずで、そういう理由を今度
は聞かないで、しやにむにやつてい
うとするのか。そういうようなお考え
でこれを立法したのですか。今までは
スムーズにいかない、市町村長あたり
がいろいろ文句を言つて時間がかかっ
ているからこの法律を出すのだ。それ
じゃ、今からはこの法律を出して、市
町村長あたりがいろいろ言つておつて
も、有無を言わせずやつていこうとい
うお考えに立つてこの立法措置をやつ
たのか。その辺を承りたい。

○開盛政府委員 これは制度を論じて
おるわけでございまして、市町村長さ
ん方での土地収用法に定めておいま
すところの業務をおやりになつていた
だけないからという、それだけの理由
でこの法律ができておるわけではない
のでございまして。これは調査会の答申
にも明らかにありますように、今後の
公共投資の増大なり、あるいはまた全
体としての事業の緊急実施のために、
特に重要な事業のみ限定列挙いたしま
して、現在の土地収用法の運用のみで
は十分に解決ができない点、その点に
ついての特例事項を規定したわけでご
ざいます。

○小松委員 過去において市町村長は
いろいろ言葉は悪いですが、がんばっ

てそれをおくらしたという事例もあつ
たかもしれない。しかし、市町村長に
言わせれば、それはそれなりに、その
土地、土着の人たちの意見を十二分に
いれ、民主主義の上に立つてやつてお
る。今度は市町村長の意見は付さぬで
も、上部機関でほんとうとやるというよ
うになると思ふのです。そうならば、こ
れは国民の意見、大衆の意見というも
のは、市町村長よりも県知事、県知事
よりも建設大臣の方がもっと公共性の
高い、あるいは民主主義を位を高く
持つておるといふようにこの法律は解
釈しているのですか。大体民主主義と
か公共性というものは、建設大臣がA
クラスで、知事がBクラスで、市町村
長は三級国道か二級国道程度に考へて
おるのか。民主主義や公共性というも
のは、こういふふうに段階があるのか
どうか。その辺を伺つておきたい。

○開盛政府委員 これは何も市町村長
の意見を聞かないで突つ走るといふ法
律にはなつておりません。市町村長さ
んの意見を十分に聞くのは第三条にも
ありますように、また、市町村長さん
の意見を聞かなければ正當な判断がで
きません。ただ、収用委員会あるいは
またこの事業認定申請書の縦覧という
事務、あるいは収用の手続関係の国の
機関として担当していただいておられ
ますその事務の事務だけの問題を、こ
の法律の特例といたしまして規定をい
たしておる、こういうわけでございます。

○小松委員 縦覧々々と言いますけれ
ども、この法律は縦覧期間がきつめて
短い。二週間かそこらの縦覧期間でそ
ういふ問題を、事が自分の土地あるい
は祖先伝来の墳墓の地というよりも

のを、そんなわずかな期間で強制的に、
早く自分で処理をつけろ、早く精神的
にも、あるいはいろいろな判断の上で
もこれを解決しろというように、時間
を区切つてあまりにやり過ぎておる。

しかも、最終的には市町村長の意見を
時間を区切つてやらなければならぬと
いうように追い込んでおるわけでは
ない。この点が非常に問題点でありま
す。特に建設大臣、この点は今までは
建設省が起業者になる、建設大臣が起
業者になる、こう言う。ところが、今
まで土地収用委員会に出すような格好
だけは作つて、いわゆる事業認定書は
出すけれども、その事業認定書は正規
のほんとうの収用委員会に持つていく
事業認定書でないの、その土地、村
民あるいは部落民、町村長をおどかす
ためのものをこしらえておる。これ
は、事実この前の参議院の建設委員会
でも強く指摘されておる。だから、そ
ういふような格好に……(どうして、
そうひねるのだと呼ぶ者あり)ひねて
いるのではない。問題がひねたように
いつてゐるからだ。スムーズにいけば
こういう問題は出てこないはずだ。土
地収用委員会とか土地収用法というも
のがスムーズにいかぬからこういう法
律が出てくる。スムーズにいかぬため
にこそこの法律を適用しようとしてい
る。だから、ひねたとかなんとかじゃ
ない。問題がひねたような問題になる
からこういう法律が出てきたんだ。こ
れがスムーズに、すつと茶話のように
いくのだつたら、こんな法律は一つも
要らない。ここが問題なんだ。それを建
設大臣あたりが、そういうような市町
村長の意見などを軽くあしらつて、そ
して上の方で常にきめていくという考

え方に立つておるところにこの法律の
問題点がある。むしろ私は今までの収
用委員会、土地収用法でけっこうだと
思う。こういう法律を出す必要はない
と思う。

そこで、質問になります、そうい
うより一つは事業認定をやつた場合
に、本人あるいはその集落、あるいは
その部落、大きな単位になるかもしれ
ませんが、そういう人に、いわゆる事
業認定あるいは裁判に至る間にどうい
うような意見を聞くのか。本人の意見
は聞かないつもりなんですか、正規に
何か意見を聞くときがあるのですか。
それは法律的にどうなつております
か。その点を伺いたい。

○開盛政府委員 これは土地収用法の
特例を今回の特別措置法に盛つておる
わけでありまして、その基本はすべて
土地収用法の手続によつております。
もとより土地収用法上、関係の権利者
及び土地所有者は十分にその意見なり
また自分の権利を主張する機会を与え
られておりますので、そのようなこと
を何も制限をするということではない
のでございまして。

○小松委員 その事業認定の計画ある
いは認定された場所等について本人が
異議がある、どうもそこよりもこの
方がいゝのではないか、道路をこう作
るよりもこういふ格好にした方が、こ
の部落としては私的に考へてもいいの
ではないか、こういうような意見を持
つ場合もあると思ふ。ただ感情的でな
く、理屈の上で考へている。そうした
場合の意見というものは、公共事業の
認定の場合にどういふ処置で活用でき
るか。その点、具体的に聞きたい。

○開盛政府委員 それは今回の規定に
おきましては第三条の規定がありまし
て、第三条の規定によりましてそれぞ
れの意見を聞くし、また協力を得ると
いう手続がございまして。従つて、その
経過の説明等も、特定公共事業の認定
を申請するに際してはつけなければな
らないことになつておりますから、あ
らかじめ起業者がそのようなことを考
慮した事業計画が盛られれば、もちろ
んそれに越したことはございせん。
その上で特定公共事業の認定をいたし
ます場合におきましては、それらの意
見も十分検討の上、公共用地審議会に
おいて特定公共事業の認定をしていた
だく、こういう形になつております。

○小松委員 それではお尋ねします
が、そういう意見は審議会に正規の意
見書として持ち込まれるようになって
いるわけですね。

○開盛政府委員 これは今申し上げま
したように、経過説明書というものを
特定公共事業の申請をいたします者が
添付しなければならぬことになつて
おりますから、当然そのような重要な
意見は添付しなければならぬという
ことになつてます。

○小松委員 そうすると、今までの建
設省がおやりになつたような事業認定
書には、一応その土地のものは一回も
聞いていない、あるいはそういう意見
を一つも聞いていないが、過去のもの
はやらぬだったが今後はやるといふお
考えですか。

意見をつけて、知事から建設大臣のところに参るわけでございます。今回はそのほかに第三条の手續をさらに追加いたしておるわけでございます。

○小松委員 それが認定されて、今度は地方の土地収用委員会の手に移された場合に、収用委員会の資料というものがスムーズにいけば別に大したことはないと思う。スムーズにいかなかった場合には、全くずさんな計画で——この土地をだれが持つていて、何処のものをどの人が所有しているかわからぬで、飛行機の上から航空写真をとってそれでいっていくというのですから、それで地方の収用委員会は完全な措置ができるかどうか。この点どうですか。

○開盛政府委員 たいだいのお尋ねは、第十五条の土地調査及び物件調査の簡略調査に基づく収用裁決の申請の場合におけるお尋ねでございますが、この点につきましては、そういう簡略調査であるというのを付記いたしておりますので、土地収用法の規定によりまして土地収用委員会が現地を調査して、十分に関係権利者なりそれらの権利の内容等につきまして職権調査をいたしましてその不備を補う、こういうことになるわけでございます。

○小松委員 土地収用委員会の職権調査があるかないか、それをお尋ねいたします。同時に、職権調査といつても、茨城県なら茨城県、栃木県なら栃木県の土地収用委員会にそれだけの能力があるかどうか。現在そういう能力があるか、あるいはその能力を持たせるためのその事務局機構というものをどのようにお考えか、その点を伺いたい。私の見るところでは、現在の収用

委員会というのは二、三人おるだけで、それをやる職権もなければ、それだけの能力もないと思うのです。その能力のないものにばく然たる航空写真みたいなものを出して、これで補償をきめてくれといつても、調査できないじゃないですか。

○開盛政府委員 その点は、土地収用法の第六十五条に収用委員会の調査のための権限が与えられております。収用委員または収用委員会の派遣する職員が調査を実施いたしますのでございます。現実には収用委員会の裁決に必要な要件がある場合においては、六十五条の規定において調査をいたしておるのでございます。

なお、収用委員会の事務局の強化につきましては、今後建設省といたしましても、できるだけ最善の努力をいたしまして進んでいきたいと思っております。

○小松委員 事務局の強化については法律的には何も出ていないと思ひます。それはあなたの行政の上でやるというなら別ですが……（組織があるんだ）と呼ぶ者あり）それだけの能力はないと私は言っているのだ。その組織は「ある」と呼び、その他発言する者あり）

○加藤委員長 静粛に願ひます。

○小松委員 肝心な起業者さえも調査がとれない。航空写真でとれる程度の飛行機を動かして航空写真をとれるほどの起業者ならまだいいでしょう。ところが、飛行機さえ動かさない起業者が三文調査を出して、収用委員会でやってくれといつても、それを調べるだけ

の能力がない。その能力がないものが、どうして、だれを使ってやるのか。それだけの予算があるのか。どこから人を雇ってくるのか。それだけの調査をする能力はどこから出てくるのか。

○開盛政府委員 これは先ほども申しましたように、都道府県の職員等に命じまして、調査を専門的な立場でする必要があれば現実にいたしておるのです。

○小松委員 必要があればやらしてやるというが、必要があるのですよ。必要がなければ話はスムーズにいくのです。スムーズにいかない場合に必要がある。そのときに一体だれが調査するか。収用委員会が調査するんでしょ。調査しないです、まるのみで緊急裁決をばつとやるのですか。やはり調査するんでしょ。それだけの能力があるにになりますかと云つておる。

○開盛政府委員 そのような場合におきましては必要調査をいたしておりますので、能力があるかというお尋ねでございますが、あります。

○田中（總）委員 関連して。今のところは、質問のときに一つ聞こうと思つていたのですが、落ちましたから聞くのですが、二十条のいわゆる緊急裁決は、審理を尽くしていない場合であっても緊急裁決ができるという事になっておる。これを私は一方的な、いわゆる未熟裁決と言つておるのです。

その場合に、二十条の第二項によつて、申し立てをした方には、様式をこしらえて、その様式に従つて書面で申し立てをする、こう書いてあります。三項に参りますと、その申し立てをしたことを関係者に通知すればいいという

ふうに書いてあるのです。私はこれを見て異様に感じたのです。そうしますと、緊急裁決するということを通知するだけで、一方にはこれに対する抗弁でも、あるいは反対の証拠でもあげない期間を少しも余裕を置いていないというところに、私は強権裁決だと考へておるわけです。こういう場合には、これは緊急裁決するということを通知したのであるから、通知を受けて不服があるならば、何かそれを書いてこいという事を言うべきではないかと私は思ふのであつて、被収用者の主張を非常に制限し、押さへてあるのです。何とか相手方の言うことを聞くという機会を与へる意味において、やはりこれは何か手續をすべきではなかつたでしょうか。

○志村説明員 第二十条三項によりまして、収用委員会が土地所有者及び関係人に緊急裁決の申し立てのあつたことを通知することを規定いたしておりますが、これによりまして、土地所有者並びに関係人は緊急裁決に伴います特殊の補償の要求、すなわち物件の逆取の請求なりあるいは仮住居の補償の要求なりというものができることになるわけでございます。さうならないいろいろな緊急裁決に伴います特別の規定を土地所有者及び関係人等にお知らせをして準備をしていただくというつもりで三項の規定が置かれるようになっております。

○田中（總）委員 通知を受けましたら、被収用者の方の主張を聞くために、別に書類を出すとかあるいは反証をあげるとかいうことができるのです。○志村説明員 緊急裁決の申し立てが起業者からございまして、必ずしも

その必要性があるかどうか、収用委員会がきめることとございまして、その際に審理などが行なわれます場合には、当然意見が発表されるわけでございます。

○小松委員 一応それだけの能力がありになるとおっしゃいましたけれど、起業者さえも実際それを立ち入り調査あるいは完全なる計画書もできないようなものが、収用委員会の現在の測量能力あるいはそういう一切の事務局機構が完備してないときには、それだけの能力はないと思ふ。その能力のないものが、やたらに緊急裁決を振り回して緊急に裁決する。基礎の調査もできていない。認可されたそのものの証拠がございまして、自分で調べる能力もない。それがあつて緊急裁決をする。

緊急裁決しただけでなす足らずに、仮補償を積み立てる。問題がこじれてくれば緊急裁決までいくのがあたりまえだ。だから、この法律案は公共事業の認定と緊急裁決だけが一番大事なところだと思ふ。ここをはずしたらこの法律は死んでしまふ。緊急裁決があつて、しかもその補償の完全なる品目、あるいは補償額というものが出ないで緊急裁決をして、しかもそれを、金を積み立てておけばそれで事業がやれるという。問題は、金を積み立てるとか何とかでなくて、その積み立てるのに基礎というものが何もない。基礎というものがなくて、調べる能力がないで、そしてやたらに緊急裁決という権能だけを振り回すような格好になっておる。権能だけ振り回して、しかもなお悪いのは、憲法違反としてほかの者から言われたと思ふ

が、価額のきまらぬものをばんと積み立てておいて、あとは仕事やれるぞという最後のおどし文句になつてい

間だ、六カ月だ、これで民主主義が守られていつたら、民主主義というものは時間には追われるということになる。

○中村國務大臣 今御議論を承つておりますと、調書もできず、あるいは物

ばその建物がヒノキ材であるとか何材であるとか、材質とかその他綿密なこ

が、今後の推移によりましては、私ども、財政当局とも相談をいたしまし

は、これは法治国家なりあるいは集團制のもとにおいてはあり得ないことな

その中の補償金額の細目といひますか、全体がまだはつきりしなくとも、

それから、航空写真等を利用するといふ特殊の場合は、立ち入りをし

○小松委員 今、大臣は事務局の機構の問題に触れましたが、確かに現状は

が、事務局機構は整つております、その言ひ裏で緊急判決というものは何とい

は、これは法治国家なりあるいは集團制のもとにおいてはあり得ないことな

その中の補償金額の細目といひますか、全体がまだはつきりしなくとも、

それから、航空写真等を利用するといふ特殊の場合は、立ち入りをし

○小松委員 今、大臣は事務局の機構の問題に触れましたが、確かに現状は

が、事務局機構は整つております、その言ひ裏で緊急判決というものは何とい

は、これは法治国家なりあるいは集團制のもとにおいてはあり得ないことな

その中の補償金額の細目といひますか、全体がまだはつきりしなくとも、

それから、航空写真等を利用するといふ特殊の場合は、立ち入りをし

○小松委員 今、大臣は事務局の機構の問題に触れましたが、確かに現状は

が、事務局機構は整つております、その言ひ裏で緊急判決というものは何とい

は、これは法治国家なりあるいは集團制のもとにおいてはあり得ないことな

その中の補償金額の細目といひますか、全体がまだはつきりしなくとも、

それから、航空写真等を利用するといふ特殊の場合は、立ち入りをし

○小松委員 今、大臣は事務局の機構の問題に触れましたが、確かに現状は

が、事務局機構は整つております、その言ひ裏で緊急判決というものは何とい

ちよつと行き過ぎだと思ふ。この点については意見の相違でしようが、取り扱いは、今後特に建設省関係は起業者になる場合が多いのであります。實際今、指導的立場をとつておりますけれども、いよいよこれが適用されたら、道路を作つても、ダムを作つても、何をしてでも起業者になる。その起業者になる立場のものが、おれは法律ができるんだからこれは緊急裁決でと、こうやられたのでは困る。意見は相違しているかもしれませんが。

その次に、私は申し上げたいのは、今度はこの法律で生活再建の措置、特に環境整備というのは、付帯的につけたのかどうか知りません。体裁につけたのだと思うのですが、そう悪意に解釈しなくても、本気でそういうことを考えているのだろうと思うて、まことにいいと思う。ところが、やはりここにも問題がある。建設省あたりは、すべて自分が事業を認定し、あるいは法律を作つて、緊急裁決をやらせるまではとにかく公共性を振り回してどんなやらせる。ところが、犠牲者が出た場合、その生活再建あるいは環境整備は知事がやれ。こうきた。その責任は知事だ。こうきている。最後のしりぬぐいだけは知事にやれ。そして、知事は他の関係機関や起業者と相談をしてやりなさい。そのしりぬぐいだけは知事がやれ、こうきている。一番もとは建設省なり国という一つの大きな公共性で押えつけて、緊急裁決でやっておいて、責任は知事がとれ。そうなれば、知事はまじめだから、やりましょう。ところが、かりに今度はかえ地がほしいといった場合、知事は一生懸命にかえ地を探しましょう。それまでは知

事がやりましよう。今度は新しい村作りをやつて下さいという要望が出たときに、ハタと困るのは知事が一番困る。村作りをやれといったって、知事がやれぬ。そこで建設省に泣きつく。建設省は、わしは道路とダムだけは作

るけれども、村作りまでではできぬ。それは農林省の予算に關係があるから、農林省と話してくれ。こういふことになる。實際そうなる。そうして今度、は、部落に公民館がほしいといへば、いや、それは文部大臣に話してくれ。

だから、知事はかえ地だけは一生懸命見つけますよ。あるいは建築物を、仮建築物を作るとすれば、仮建物ぐらゐは知事がどうにかやれましょ。ところが、問題は、大きな生活環境を作るといふような村作り。あるいは現物補償のいわゆる土地、田地田畑の造成といふような場合には、今の北海道のパイロット・ファームみたいに、建設省と農林省がやるような式でやれば、まる三カ月たてば新農村はできるかもしれないが、そこまで行き着くにはちよつと知事の能力ではできません。だから、知事として、ただひたすらに被害者を納得させて、かえ地はここだと、満州の引揚者を追い散らかすように土地を見つけて、そして農林省と今話し中だからといって、とてもそういう村造りはむづかしい。結局、金をくれてやるから何とかこらえてくれぬか、というだけにすぎぬ。こういうふうまいことを法律では書いてある。生活再建の措置をやる、環境整理をやるというが、その責任は知事にまかしてもだめである。これは市町村長や知事が起業者になり、あるいは地方の電力会社ができるなら、知事でもできますよ。

ところが、大きな住宅公園あるいは建設省が起業者になった場合は、知事の手ではできません。その場合にどうするか。法律は出したが、さて実際はどうしますか。この点をお伺いいたします。

○中村国務大臣 四十七条の規定によりまして、都道府県知事は、関係行政機関、関係市町村長、あるいは生活再建の申し出をした者あるいはその代表者、特定公共事業の施行者等の意見を聞いて、御承知の通り生活再建計画を

作成することになります。この作成ができませんと、次の四項によりまして、特定公共事業を施行する者は買取をする対象になった人たちの対償となるべき事項についてはその計画を実施する義務をこの条項によって負わしてあります。次の条項におきまして、国及び地方公共団体はもちろん、いつの場合にもこの予算の範囲内においてというのが一般の立法等でございますから、そういうような記載をいたしておりますが、この国、公共団体等に対して一つの努力義務を明らかに明記いたしておるような次第でございます。

いづれにいたしましても、これらの公共事業を円満に遂行いたしますためには、事業を急ぐ必要のある関係上、急いで進めることにはこの法律で考えておりますが、これらの関係事項につきましては努めて関係住民あるいは被買取者になる方々の御納得のいくような努力を、やはり関係機関、施行者はもちろんのこと、実施しなければならぬので、私どももいたしましては、できるだけ事業を急ぐ以上は関係者の御納得のいくような線にととらうことで努力いたして立案をいたし

たのでございますが、立法関係とい
なしましてはこの程度の表現よりは
いかなるし方ないというような次
第でございます。ただ、同時に生
活再建対策あるいは環境整備等
につきましては、単にこの法律で
こりするのだということだけは

では終わりを告げることができませんので、やはり万事相談すくで進める必る要がありますので、そういう法文上の建前になっておりますから、どこかゆるいような感じをお持ちになるのは御無理はないと思います。しかし、生活

再建あるいは環境整備それ自体が、必ず独自にこちらの言いつけでやってよろしいものではなくて、相互に話し合つて、関係者の納得のいくように進めるのが建前でございますから、法律の書き方といしましてはこのようにな表現になっておりますが、われわれ法律の運用にあたりまして、この点は遺憾なきを期していきたいと思つております。

○小松委員　もう質問しません、問題は、私はこういうものを法律の建前で知事に責任をぶつかける。関係機関や起業者を集めるといつても、知事が関係機関で、出先など集めましょう。農林省の予算、建設省の予算、厚生省の予算、文部省の予算といったときに、一体関係者を集めて、今の官庁のセクショナリズムから考えたら、農林省は灌漑対策用のダムならば自分で一生懸命やります。ところが、建設省が治水用あるいは利水用に作る。水資源課のときでも、所管がおれのところだといつて各省で取り合ひしたでしょう。それと同じように、建設省が自分でイニシアをとつて、自分で予算をとつて自分でやるのに、何も農林省がもつて

を、持て、農林省の予算をとってやる必要があるか。それなら農林省の予算が減るじゃないか。だから、なるだけ人のイニシアをとったものはほったらかして、自分のイニシアをとったものを生かしていきたい。これは各省そ

うだまりと思ふ。そこへもつてきて、建設大臣が公共事業であると認定した。そしてうまいことを言うけれど、最後のところになりますと、どうも農林大臣に話をつけないければならぬ。厚生大臣に話をつけないければならぬ。

ぬ。昔、臨時立法であつた國際觀光港では、ほんと建設省、運輸省、厚生省、みんな一括してやってきておるから、ひもつきで建設省も運輸省も厚生省もやらなければならないようになっておるが、これはそうではないでしよう。ないから、あくまでも各省との政治折衝において初めて生活環境あるいは生活再建というものが話し合いができるわけです。これだけの法律を準備しておつて、そののけじめがつかっていない。建設省が何もかもとりまぜて自分ではかり(取る)から、最後はしりぬぐいができぬで、各省に頼まなければならぬ。できぬから、しまいに建設省は道路を作るのとダムを作るのであるということで、逃げざるを得ない。やはり総理府等であとめて、一つの政治的なトップというものをこしらえて、そこが一切のものを出していく。そしてそれぞれの予算で、百億なら百億の予算が要するというならば、そのうち農林省が二十億、建設省が三十億持つたら、厚生省が十億持て。こういうような割り振りがびしゃつとできて各省の予算に入ってくると思ふが、今のところはそういう格好にいいかな

い。だから、受ける知事の方としては、これはまことに心外な、責任だけおつかふされる。だから知事、特に市町村長あたりになると困るのです。市町村長が困るから、なかなか縦覧をしなて、縦覧もできないし、やったあとで、村長、お前が責任をとれ、おれたちをどうしてくれるんだといつても、村長は自分の予算を持たない。知事のところへ歩き回ったり、建設省や農林省を走り回らなければならぬ。市町村長はおつかないから、なかなかうまくい合に判が押せぬということになるわけです。法律を作るといふ建前を考へるならば、もう少し点について考へて、知事ばかりに責任を持たせないような法律を作つてもらわなければ、しり抜けになる。うまいことを言うておるけれども、実際は今までと何ら変わらない、しり抜けのものしかない。そして、しりが抜けぬ一番おもしろいところは緊急判決だけだといふ。花も実もあるといふけれども、花も実もないで、かすだけが残つたのが緊急判決だ、こういうふうに私は酷評したいのです。この点について、意見になりますから、私はこれ以上質問しませんから、特に建設省は起業者でありますから、この点、生活再建、環境整備等については万般の配慮と予算的措置をしなければ、私は意味ないと思う。この点に法律を作るものとしては十分考へていつてもいい。以上、最後に希望のことを申し上げて、私の質問を終わります。

○加藤委員長 北山愛郎君。

○北山委員 こま切れ質問みたいで非常に恐縮なんです、この法律に関連

しまして一つの問題になるのは、現在の土地収用法が基礎になっている。ところが、土地収用法でいておるいわゆる土地の所有者であるとかあるいは利害関係人、これの範囲というものは、古い昔の觀念でいつているわけですね。従つて、土地の所有権あるいは質権なり賃借権というもので、直接に土地に結びついたような権利者に対して保護されたいんだというふうな考へ方になっておると思ふのです。ところが、この措置法にありますが、いふゆゑは、大規模な事業は、昔のような小まな公共事業施設ではなくて、大規模な事業であつて、影響するところは地域の土地の権利者だけではなく、非常に広範囲に影響を与えるわけですから、従ひまして、たとへばきのうの質問でもありました、ダムを作ると下流の漁業権にも関係がある。あるいは泥水を流せば下流の農民にも関係がある、というふうな事態がいろいろ出てきておるわけですね。そういう関係については非常に不備ではないか、もうすでに現状が法律と合致なくなつておるんじゃないか、こう思ふわけがあります。

ことに最近、私ある陳情を受けたのです。九頭竜川の奥越ダムの問題なんです。地元のと泉村の方々が来られます、電気の工事は電源開発の方にやらしてもらいたいという陳情なんです。北陸電力ではなくて、電源開発の方にやらしてもらいたいというのです。ところが、両方の案を比較してみると、水没者の数は電源開発の計画の方がずっと多いわけなんです。水没で犠牲を受ける戸数が多いのに、なぜ電源開

発の方を選ぶかといふと、よく聞いてみると、結局湖水ができてあつてこつちにはぼつぼつと残される。それではもう生活ができなくなつてしまふ、むしろこの際、ダムの水没面積が大きくて、いつそのこと水没者になつて、補償をもらつて移転した方がいいのだ。こういうことでありますから、電源開発の方にしてもらいたいという陳情なんです。ところが、現在の制度は水没者にならないと補償の対象にならない。今の事例を見ても、こういうふうな矛盾が非常に出てきておる。そこで、私は大臣にお聞きします、このようないろいろな形で公共事業から影響を受けるようなものに対する補償については、一体どのような対策をおとりにならうと思ふのか、具体的な条件が出てきておると思ふので、それに対しては、土地収用法にかからないし、話し合ひで、政府に陳情して多少補償金をもらふというふうな格好になつてきておる。何かそういうものについてもあわせて土地収用法の対象にするとか、できるならばそういうものはあつたらしく影響がわかつてくるものがありますから、それはまづ何らかの形でそういう補償を公平に処理するような制度が必要じゃないか、私はそういうことを痛感するわけなんです。建設省としては、こういう問題についてはどういうふうな考へなり対策を持っておるか、これを承りたいのです。

○關盛政府委員 ただいまのようなお尋ねの場合は、確かに当該土地が収用せられまして、少数が残存者として残る地域があるわけでございます。これは土地収用法上、直接その権利者の権利が収用せられるという対象になりませんので、現実には収用法上の問題にはならないわけでございますが、実際の運用におきましては、そのような場合におきましては、そのような対策は、任意契約の場合に於いて処理いたしておるのが実情でございます。法律の立場から見ますと、やはり当該地域内の権利が使用または収用によつて取得せられる、こういう場合に限りておられますので、直ちにこの土地収用法の上に乗るかどうかについては、現行法上は無理でございますが、なお十分検討いたして参りたいと思つております。

○北山委員 今のお話ですと、そういうケースについては話し合ひでもって処理しているということですが、たとえばダムができて、そうしてそのダムにその田が水没にはならないが、やはり生活上は移転した方がよろしいといふようなものについては、補償といひますが、法律に基づかないかもしないが、建設省は補償してもいい、してやる、またはやつておる、こういうことですね。

○關盛政府委員 お尋ねのように、実際の事業を実施する者が契約で、話し合ひでそういう解決をいたしておる、また、またわれわれの方で、そのような面が土地収用法に關係して現れた場合におきましては、そのような指導をいたしておるということをお聞きしたのでございます。

○北山委員 これは大臣もおわかりのように、現在の事業の態様といふものは形が非常に変わつてきておるわけですから、そこで、古い形の土地収用法な

ものでは間に合わない。実際に合わないという事態になつておるのですから、この問題はあわせて十分熱心に御検討いただきたいと思ふのであります。

それからまた、具体的な問題が出て参りましたならば、そういう問題は、ある意味からすれば、実際に土地収用に補償の対象に法律上なるより以上に被害を受ける場合が実際はあるのです。ですから、これに対しては十分あたたかい気持で、その制度ができない前にも具体的な処置をしていくということをお願いしたいと思います。

この法案は、どうも自民党の方では緊急採決をしたいというお氣持であるようでありまして、多数の力を持つておりますとどうしても緊急採決がやりたくなる、こういうふうな思ふのです。私もいろいろ質問すべきところ、私はたくさんありますが、私もこれはこれに反対ですから、もう一点運用について十分考へていただきたいと思ふのは、先ほども質問がありました、二十条の緊急判決です。この条文だけ見ますと、収用委員会は「事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは」やるといふのです。ですから、収用委員会といふのは、ほんとうは公平な立場でなければならぬのに、起業者の申し出があれば早く早くということ、その意向を受けてやるのだということ、一方では申し立てについて土地収用委員会は土地収用者や関係人に通知するのだ。あとの方には確かに意見を求めるという規定がございます。ですが、その期限も一週間経過すればいいのだ。一週間あるいは二週間くらいに意見を

出せといふて意見を求める。最後通牒

みたいなものです。そういうような格好でこの規定がこの条文で現われていような形、これは非常に危険な形なんです。乱用されますと、事業認定の方はスピード・アップしてやられていく。ことに都市計画法のごときは、すでに事業計画というものが協議決定されますと事業認定したとみなされるのですから、そちらの方はきまつていて。そして今度は緊急収用だ、緊急裁決だということになると、問答無用でまかり通つてしまふおそれがある。ほんとうはこの法律の中で、緊急裁決をする場合の一つの時間的な余裕、土地所有者なり利害関係者に時間的な余裕を与える。たつた一週間では、これはいろいろな関係者がその意見をまとめて持つてくるというよりなことは、ちょっと無理だと思ふのです。そういう点について思いやりが非常にない。それから、緊急裁決する場合における収用委員会のやり方について、いろいろな手続等についても親切な規定が必要じゃないかと私は思ふのです。こういう点が非常に危険でありますので、運用については十分そういうことのないように、乱用されることのないように指導される義務が建設大臣にあるのではないかと、こう思うわけです。その点について御見解を承りたい。

○中村国務大臣 御承知の通り、二十条の緊急裁決に関する規定は起業者の申し出があつたときでありまして、この場合はあくまでも緊急裁決をすることができるといふのでございまして、申し出があればすべしというふうのではありません。各府県に設けられました収用委員会が慎重に審査いたしまして、その申し出がま

ことに妥当であると認めた場合に裁決することができると。こういう建前でございまして、従つて、われわれこの法律を運用いたします上におきましては、極力この緊急裁決の取り扱いにつきましては慎重を期して、関係者の不利益にならないように努めて参りたいと思ひます。

○加藤委員長 石川次夫君。

○石川委員 公共用地の取得に関する特別措置法につきましては、関係委員の方々がいろいろな点で質問を続けられておりますので、できるだけ簡単に質問したいと思ひます。

実は率直に申し上げまして、この公共用地の取得が非常に困難になつてきたというの、御承知のように、買収費が昭和二十九年が一四・五%にふえてきた。昭和三十三年に一四・五%にふえてきた。さらには、市街地の土地買収費というものは実に四割以上に上つておるといふようなことで、これが公共用地の取得に非常に障害になつておるといふことが、今度の法案の出た根本原因ではないかというように考えるわけでありまして。従つて、私は、政府といたしまして、この土地の値上りを抑制するといふ根本対策を立けないで、強権によつて公共用地を取得するのだという対策にのみききゅうとしておるといふのは、根本を忘れて現象だけ追いかけていふという結果になるのではないかと。またそういうことで、はたしてほんとうの意味での公共用地の取得といふものを円滑に進めることができるかどうかといふことにつきます。非常に疑問を感じます。次第であります。

実は三月三十一日の当委員会におき

まして、地価抑制対策につきまして問題となる点を私は列挙をいたしまして、いずれ日を改めて大臣の所信を聞きたい、こう申し上げておつたわけでございますけれども、実はこの地価抑制対策につきましてここで討論し、質疑応答を繰り返すというのにならず、すくなくとも一日、二日これを尽くすことは不可能であると思ひます。

皆さん方大へん緊急採決を急いでいられるようでありますので、私はその点あまり深く触れませんが、ただ、一点、結論的に申し上げますと、政府がほんとうに地価を抑制するといふ考え方を持つておるのかどうかといふことについて、私は非常に疑念を持つておるわけでありまして。御承知のように、都会地におきましては、サラリーマンが營々として三十年も働いて退職手当をもらつても、土地を買ふことすらできないといふような非常にきつめな状態であることは言うまでもないと思ひます。しかも、この土地がどんどん値上がりすることによつて莫大なる不労所得を得ておるのは一部独占資本だといふことは、これまで言うまでもありません。従つて、われわれとしては、どうしても庶民の立場に立つてほんとうに生活の安定をはかるといふことをあれば、公共用地の取得といふことを考へるより前に、地価値上りを抑制するのだといふことに真剣に取り組むという態度がまず必要ではなかつたか、こう考へざるを得ないわけであり

そこで、地価抑制対策は、もうここでもとて尽くすことはできませんけれども、この前言ったことの結論を申し上げますと、地価とは一体何であ

るかといふことをここで、学問的にとまではいかなくても、厳密に規定をしていくといふことがまず必要だ。しかも、なぜこの地価がさういふように高くなつてきているのだといふこの原因を追及し、そしてさらに、その原因に基づいて一定の対策といふものを考へなければならぬ、これは言うまでもないと思ふのであります。値上がりした分が全部本人の所得に帰するといふことは不労所得であり、非常に罪悪である、こう考へますので、この値上り分についての一定部分といふものは社会に帰属せしめるべきだといふ基本的な態度を貫くことによつて、初めて地価抑制対策といふものを完備することができるとはならないかと考へるわけでありまして。

そこで、大臣に伺ひたいのですが、この抑制対策の一環として、どうしても評価の基準、補償の基準を確立することが第一前提として必要であり、また、これについては、いろいろな方面からいろいろの意見が出ておるようございまして、これも、全国数地域に補償審議会といふものを設置する、そして補償審議会の要望によつて、要するなものゝ設ける、そして公正な評価を行なうことによつて取引の一つの基準を設けるようにするといふようなことは、今度の公共用地の取得の場合においても適用できることであるし、さらにまた、このことなくして地

価抑制をするといふことは不可能ではないかと考へるわけでありまして。この補償基準を設ける、補償審議会を作

たりでは設けておりました、この鑑定委員会の鑑定がなければ土地の売買はできないといふようなことに規定をされておるといふふうな聞いております。さらにまた、英国あたりでは、土地裁判所というふうなもので全部評価を行なつて結論を出すといふことでもあります。どうしてこのような国家的な機関が必要ではないか。これは、はたして建設省だけで管理し得るものであるかどうかといふことについては問題があるので、これは内閣自体の問題ではないかと思ひますけれども、とにかくにも、このような根本的な補償の基準を設けて、正当な評価機関を設けることが、まず土地の値上りを抑制する最低限に必要なことだといふふうに考へざるを得ないわけであり

す。従つて、内閣は、庶民生活の安定を実現するために腹をきめて取り組んで、これを作るのだといふことをやらなければ、これは現象だけを追つてい

る公共用地の対策にすぎないのではないかと、こう考へるので、この点について建設大臣は国務大臣の資格において御答弁願ひたいと思ひます。

○中村国務大臣 地価抑制の問題は非常に重要な事務でございまして、私も実は深い関心を持ってこれに對していろいろな検討を加えておるよう次第でございまして。今御指摘もございましたように、税制の上にも大いに関係がございまして、また、今根本論としての御意見を拝聴いたしました地価に關する審議会のようなもの、あるいは評価委員会のような制度、これらにつきましていろいろな角度から検討いたしておるよう次第でございまして、御指摘のような点につきましては、極

力研究を進めて参りたいと思っております。

○石川委員 この前も建設大臣からそれと同じような御答弁をいただいたのですが、この公共用地の取得については、これほど緊急裁決を急ぐことよりも、こういう地価値上がりを抑制するための機能を基本的なことをなすもつと積極的にやらなかつたかという点を私は非常に残念に思うわけです。

それがなければ、現象的な公共用地の取得なんかをやっても、土地の取得が円滑にいくという保証がないわけですから、でありますから、これは建設大臣だけの所信として何っておきますけれども、このように地価が上がることを放任したことは、自民党の非常な失政だと思つて、ぜひともこの地価の値上がりを抑制するために本腰を入れて、決意を固めて、早急に官民合同の大きな審議会を設ける、評価機関を設ける、補償の基準を設ける。このことがなければ、この公共用地の取得の問題も円滑には進捗しないということをして強く要請いたしまして、この点についての質問は終わります。

それから、今度の法案について一つ問題になりますのは、現在の土地収用法ではどうしても円滑にいかないというところで今度の特別措置法が設けられたわけでございますが、現在の土地収用法でも、事業の認定の告示から土地細目の公告の申請、この間三年以内でなければ失効するというもので、これを一年に詰めて、あるいはまた土地の細目の公告から裁決の申請まで一年以内とあつたのを六カ月というふうにするということ、この間の期間を詰めておるわけでございますけれども、こ

れはあくまで三年以内でありますから、何も三年間待たなくてもよろしい性質のものであります。そういう意味で、現在の土地収用法の運用というものを十分にうまく利用いたしますれば、何もこのような特別措置法というふうなものには設けなくてもいいのではないかと。

要するにこの法案で一番山になりますのは、先ほど来問題となつております緊急裁決の点であろうかと思ひます。この点については再三質問がありましたが、私から繰り返しませんけれども、この緊急裁決による前払いという制度自体は、何回も議論になつておりますように、憲法二十九条違反の疑いがある。しかし、これは憲法学者の中にも意見が分かれておられて、必ずしも定説というものはないかもしれませんが、仮に仮にということと関係者の完全なる合意を得るということとは不可能なはずであります。従つて、そういう合意を得ないままに仮払いをし、前払いをすることに依つて土地を強制収用するということとは、これは理屈を抜きにいたしまして、どう考えても私権に対して強圧をもつて侵害していくという印象を避けることができないと思ひます。

○關盛政府委員 外国の収用制度におきまして、補償額の確定以前に土地等を事業の用に供することを認めております例は、アメリカなりイギリスなりあるいはフランス、スイス等の各国の例にもあるわけでありまして、その内容は各国によつて異なつております。今回の制度の特別措置法案と類似したようなものという事になります。一九五八年のフランスの制度がこの緊急裁決の規定と最も類似しておるといふふうに理解しております。

○石川委員 私の聞いたのとだいぶ実態が違ふようです。フランスあたりでも土地収用にかかる前には完全に調査を済まして、そして金額を完全に評価した後でなければ着工しないというふうに私は聞いておる。しかし、この点はここで議論をいたしても平行線になりますけれども、立ち入りをすることができない、従つて、精密な調査ができないというふうな実態のままでは、正当な評価ができる道理がない。きつめてずさんな形で仮払い、前払いが行なわれることになるのでありますから、これはどう考えても私権に対する相当な侵害になることは争えない事実だと思ひます。この点の疑問をまず申し上げておきます。

それから二番目に、この適用事業の範囲の問題であります。これは実は、この前の本会議における質問に対しては、建設大臣の答弁をいたしましては、極力この対象を限定するのだというふうな基本的立場を表明されたわけでありまして、ところが、新聞の伝えるところによりまして、建設大臣は閣議で、この公共用地の範囲を拡大して仕事をしやすいのだということを発言されたというふうなことを、私、

はつきり覚えておりませんけれども、出ておつたように思ひます。この点は一休どうなんでしょう。か。

○中村国務大臣 さような事実は全然ございません。

○石川委員 ございませんと言われればそれまでの話でございますが、新聞には確かに出ておりました。まあ、それはそれでよろしいと思ひますが、私の言いたいのは、適用事業の範囲を広げることではなくて、この事業の範囲というものを少し広げ過ぎておるといふことであります。と申しますのは、言にくいことをはつきり申し上げるけれども、電力事業あるいは私鉄、そういった民間の営利企業の場合、普通でやれば三年か四年かかつてしまふのを、何とか早くやらなければならぬに乘らないというところで、非常に膨大な補償金を出した例が今までも再三あつたわけでありまして、しかし、今度それが緊急裁決ということにひかれて全部強硬に取り上げるのだ、それで前払い、仮払いでどんどんやつてしまふということになりますと、そこから出る莫大な利益というものは、はかり知れないものがあるのじゃないか。従つて、私はそのよう

な、ほんとうにこの事業として緊急性が高い、公共性が高いというふうなものについてこれを運用するということ自体には、いろいろ方法論やその他について疑問はありますけれども、そういうものについては私たちは反対はいたしません。しかしながら、このよう

な営利を目的とする事業——もちろん公益性のあることはよく承知をいたしております。私鉄にいたしても、それから電力会社にいたしても、非常に公益性が多いということはよくわかりますけれども、事業の性質はあくまでも営利事業であります。それからさらに、こういう公益性が高いということをやれば、果てしなくこの対象というものは広がつていく危険があるわけですから、たとえばガス会社にいたしても、それから水道にいたしても、肥料でも公益性が高いということにならざるを得ないわけでありまして、従つて、われわれはきつとここで線を引くという場合には、あくまでも公共性の高い、相当緊急性の高いというふうなものについてだけに事業の対象を限定すべきではないかということを感じをするわけでありまして。

その中で、たとえば第二条の三号に第一種空港というものがございまして、これはなるほど公共性が高いのだということをわれわれ理解できないことはありませぬけれども、しかし、これがはたして現在の土地収用法によるところの手続で円滑に運用できないものかどうか。なぜこれがそれほど緊急性が高いということになるのかどうかということについて、われわれは非常に疑問に思つております。

それからさらに、私鉄関係が四号の中に含まれてくるわけでありまして、それから、あと一つ質問をいたしますのは、この五号でございましてけれども、これは調査会の答申に出ておらなかったものであります。しかし、これを今度新たに電気通信事業といたしまして追加したということの意味は一体どこにあるのか。これは公共性のあることは理解できます。しかしながら、この中に、政令で定められております

ように、市外通話幹線路とか、あるいは電話取扱局の局舎とかいうものが出ておられますけれども、これはそう膨大な地域を必要とする性質のものではありません。また、ここでなければどうしても困るという性質のものではないのであります。なぜこれがことさらに答申案を越えて新たに追加されたかという点については、非常な疑問を感じざるを得ない。

従つて、第一空港とか電気通信とかいうものについては、この対象になつたということについてわれわれは非常に疑問を感じるわけですが、その点における見解を披瀝願いたいと思ひます。

○關盛政府委員 第一種空港の問題につきましては、これは國際飛行場のこととでございます。さらに、電気通信関係のうち人口五十万以上の市の区域における政令で定める施設というのは電話取扱局をいうわけであります。それらの施設というものはいずれも場所が特定いたしております。しかも電話につきましては、既存の幹線のないいわゆる通話回数の非常に多いケーブル施設との関係がありまして、ことに最近の電話の需要というもののサービスも非常に必要に迫られておるわけでありますけれども、まだ十分なサービスが行き届いていないというふうな状況であります。全体としての特定公共事業の基準を想定いたします場合におきましては、やはり国全体の立場からその緊急性、公益性の判断をいたしたわけでございますので、そういうふうな緊急度等も考えまして、これらの七つの事業が特定公共事業としてあげられておるというのが実情でございます。

○石川委員 この点については完全に意見が平行線でありますので追及いたしません、たとえばその次の七号というの、先ほど申し上げましたように、公益性は高いかもしれませんが、あくまでも営利会社であるべき電力開発の事業であります。従って、今度の公共用地の取得に關する特別措置法によって、その対象として処置をするということになれば、湖底に沈むたくさんの人々が非常に安い前払い金、仮払い金というような形で村を追われなければならぬという危険性も今度は多く出てくるわけあります。従って、われわれといたしましては、あくまでもこの七項を入れることについては反対せざるを得ないということを一応申し上げておきます。

それと同時に、この事業の範囲でございませうけれども、ほんとうにこの公共事業というものを推進するのだ、上の方から強引に押しつけてこの仕事を円滑にやらなければならぬという、権力におい、が非常に強く私は感ぜられて仕方がないわけでありませう。また、これはそれをねらって出た法案でございませうから当然のことでございますけれども、しかし、一方立場を変えて、ほんとうの大衆の立場というものを考えてこの法律の対象を考える場合には、当面非常に困っておる住宅難というものを対象といたしまして、公営住宅というものは当然この公共事業の取得の対象にするのだという親心の方がここに見られれば、私たちは皆さん方の考え方に非常に共鳴をするところもあるわけでございますけれども、本会議の答弁におきまして、この住宅用地は円滑に取得できているから別に

心配ないというのでありますけれども、現実の問題としてはそうばかりではないのであります。従つて、国民の立場に立つてほんとに公共事業をや

住宅用地を対象にすること、積極的に踏み切ってもよかったのではないかと、こう考えるわけでございますけれども、この点についてはどういふ審議が行なわれて、なぜこれが除外されたか。今まで円滑に取得されておると言いますけれども、私の知っておる限りにおいては、必ずしもそうばかりではないように思います。もちろん各住宅について全部というわけにはいきませんけれども、少なくとも公営住宅あるいは公団住宅についてはその対象にするという配慮があれば、それこそほんとうに大衆の立場に立った法律であるという印象を与える効果があったと思います。この点について、除外された理由をお知らせ願いたいと思います。

○開盛政府委員　ただいまお尋ねの政府施策の住宅でございますが、この点につきましては、五十戸以上の一団地の住宅経営というものは、現在の土地の取用法によります適用ができる事業とすることになっております。今日までそのような形になっておりますが、土地取用法によって用地取得をいたした例はないのでございます。今回の特定公共事業の範囲を定めます場合におきましても、公共用地取得制度調査会におきまして、従来の運用の実績等もやはり一つの緊急度の基準ということに考えられておりますので、そういう意味から特定公共事業の対象になさらなかった、こういうことになっておるのでございます。

○石川委員　疑問点があとからあとから出てくるのですが、大ざっぱに重要な点だけ申し上げますから、聞いていただきたいと思います。

何回も言われましたが、見解として一応繰り返して申し上げておきますけれども、この第九條は憲法九十二條における地方自治というものを侵害する結果になっておるとする疑問をわれわれは感じております。地方自治法百四十六條で、先ほども自治省大臣に聞いたわけでございますけれども、町村がどうしてもやらないうちの場合に知事様がこれを代行するということが許される場合には、やはり司法権がこれに介入をして、一方的に知事がこれの代行をするのだということを頭からきめてかかるということは私はきわめて危険な思想だと思つております。これは地方自治のあり方というものを完全に無視しておる、憲法違反の疑いの濃い条文ではないか、こう考えておるわけでございます。この点については一応意見として申し上げておくにとどめるわけでございます。

さらには第二十七条による仮補償金の払い渡し、これも先ほど申し上げましたように憲法二十九条に反するという疑念が非常に多いわけがあります。緊急裁判によって仮補償金は渡せるといふのが緊急裁判のねらいでありますけれども、その点が憲法違反の疑いが濃い。さらにまた、市町村長が協力しない場合には知事が代行するという点と自体も憲法九十二条に違反をするという疑いが濃い。あらゆる点でこの法案は強権があまりに強く表面化しておるといふ点で、われわれとしてもいろいろ

いゝな疑問を感じざるを得ないわけ
あります。

さらにあと一、二点伺いますけれども、生活再建対策についてであります。これは私も本会議でちょっとこのことについて触れたのでございませうけれども、何回も中島委員の方からされても、それは生活の支障というものはそれほど響かないわけでありませう。六反歩の人が三反歩取られたということになるれば、生活再建のめどがあることにはならないと、それだからといって補償金額を上げるということとは、残地補償の面だけで多少考慮をするという程度以上には出ないと、思うのであります。そうなりますと、これらの人の生活権は一体どうやって守るのだということが、現実の問題として大きく浮かび上がつてくるわけですね。これはもともと公共用地の取得に関する特別措置法だけで処理できる問題ではなくて、親法である土地収用法自体からこれは修正していかなければならぬ根本的な問題であるとは思いますが、けれども、私が大ざっぱに考えた補償金庫というよりな面で、生活再建をほんとうに真剣に考えてやるというよりな考慮をぜひ払ってもらわなければならぬと考えるわけでありませう。そうしなければ、職業補導とか何とかいうここに書いてある生活再建その他の規定というものは、あくまでも倫理規定でありまして、起業者がほんとうに親身になって最後まで、とことんまでめんどろを見るということではなくて、あとは市町村にまかしてしまおうという

よりな形になって、最後まで責任をとるという形になっておりません。従って、われわれはどうしても単なる倫理規定ではなくて、ほんとうに思いやりのある再建対策を考へるということであるならば、補償金庫という制度を設けることによって、あるいは融資をする、あるいは補償金以外の金額というものを特に助成をするというよりな方法まで考へる親心がなければ、いたずらに強権のおいだけ表に強く出てくる。こういう危険があると思うのでございすけれども、この補償金庫の問題につきましては、今急いで法家化するということは不可能でありますから、そこまでは望みませんが、將來必ずこの補償金庫の制度というものについて検討、考へて、ぜひ実現をさせたいというお氣持があるかどうかという点について、建設大臣の御所見を伺いたいと思ひのであります。

○中村国務大臣 先日この点につきましては、多分石川さんからであつたと思ひますが、御指摘がございまして、私も非常に傾聴すべき御意見として、今後一つ真剣に研究をいたしてみたいと思つております。

○石川委員 今申し上げましたように、生活再建対策の方法といたしまして補償金庫というものをぜひ一つ設けるように、積極的な腹がまえでこれに対処をしていただきたいということを、ぜひ心からお願ひをしたいと思いますのであります。

それから、補償基準の問題であります。これは国鉄とかあるいは電源開発とか、あるいは建設省あたりでもほぼ補償の基準らしいものはあるように

であります。しかしながら、これが、私が質問で申し上げましたように、国家的に統一した補償基準というものを法案によつて決定するということであれば、きのうも参考人からの意見がありましたように、補償というものの基準が明確になっておいて、それによつて仮払いをする、前払いをするということであれば憲法違反の疑いは少ない。しかしながら、補償の基準というものが明確にされておらない。あるいは立ち入りできないというところ、きわめて大ざっぱな概算払いというものを払うようになるというふうなことは、私は憲法違反というよりは、現実的な問題として、きわめてこれは私権を強く圧迫するという結果になるというところは当然だと思ひのであります。従つて、この評定機関、鑑定機関というものを作らなければならぬと思ひますけれども、同時に、補償の基準というものをあくまでもこの法案に先行して作るという配慮を必要であつた、この私は考へるわけですが、補償の基準について法案を用意をして、そして一つは値上り対策に対応させるといふような意味も含めて補償の基準というものを設ける意思があるかどうか。設けるとすれば、一体いつごろまでにそれを法制化するというような積極的な氣持があるかどうか、という点を伺いたいと思ひます。

○關盛政府委員 この取用委員会がよるべき補償基準の問題でございまして、これにつきましては、この法律によりまして補償基準をこれから關係の専門の方々へ委員としてお願いしまして検討して参りたい、こういうふうにして思つております。要は、通常受ける損失の補償の範囲並びにその分量についての検討でございまして、この点は取用委員会の取用または裁決の実績等を検討いたしまして、信頼の置ける取用委員会の一つの補償基準を作りたい、こういうふうにして思つております。そのもの自体は直ちに法律事項ということになるというものではないと思つております。

○石川委員 生活再建にちよつと戻りますけれども、国土開発縦貫自動車道建設法の第九條に生活再建のことが出ております。これは「建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行ひ、その必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない」という法案が出ております。今までのこの法案を適用してどのような実績があつておるか。実はこの特別措置法案が出たときに、この生活再建については非常な配慮を払つた画期的な考へが方々出ておるのだ、というふうなことを強調されたわけでありまして、これを、実はすでにこの法案に基づいて行なわれたその実績について伺いたいと思ひます。

○關盛政府委員 法案と言われましては、それと、それが国土開発縦貫自動車道建設法に基づく意味であるといふことは、この法律の第九條によりまして行なう生活再建、環境整備の措置というものは、補償と相まつてということとでございまして、補償金は補償の措置として解決し、しかる後の補償の

ほかの措置でございまして。この点につきましては、關係各省を中心としたしまして、關係次官會議の申し合わせによりまして高速国道建設の促進協議会を中央において作り、また地方におきましては關係各省の出先機関も含めまして協議機関を作り出して進めておるのでございまして、その内容とするところは、いわゆる關係の公共事業との關係の仕事が多いのでございまして、地方の要望につきましては、その面からのものでそのつど取り上げられております。

今回の特別措置法におきましては、補償の一部として行なう場合と、補償と相まつて行なう場合と、両方がありますので、その点につきましては、国土開発縦貫自動車道建設法の場合とは内容が違つておる次第でございします。

○石川委員 この生活再建の条項が一出ておりますと非常に明るい感じは受けますけれども、現実の問題は、これは単なる倫理規定に終わるのではなく、いかんといふことをわれわれは非常な懸念をいたしておるわけでありまして、この四十七條の「生活再建等のための措置」といふものをほんとうに生かすといふもののがなければならぬという点で、先ほど申し上げました補償金庫といふようなものを具体的に考へるといふことがあつて、初めてこの四十七條といふものは生きてくるということとを繰り返して申し上げまして、この点に關する質問は終わりますけれども……

「発言する者あり」
○加藤委員長 私語を禁じます。

○石川委員 最後に、第四十八條の公共用地審議会であります。ここでは補償の基準というふうなものを設けるといふような、そういう任務を持つた一つの審議会ができるわけとでございまして、これは先ほど小松委員から話がありましたように、何といつても建設省自身が起業者であり、起業者の立場で委員を任命して、そしてこれは審議会の意見に基づいて公共用地の取得に当たるといふことでありますから、あくまでも権力的なおいが非常に強いわけでありまして、従つて、われわれとしては、公共用地審議会というものが建設省の付属機関にあるということについては疑念を持たざるを得ないわけでありまして、これは総理府の所管事項とすべきではないかという考へ方も持つわけでありまして、少なくとも、その委員七名以内で組織をする場合、単に学識経験のある者というふうなことではなくて——今までも取用委員会というものは各県にありまして、これはほとんど起業者の代弁者にすぎなかつたことは今さら申し上げるまでもないわけでありまして、そして、土地を取用される人に対する態度というものは、刑事被告人に対して裁判官が臨むといふような形でも今までも運営されてきたことは事実でありますし、またこの取用委員会の決定した事項といふものは、ほとんど起業者の意図のままにきめられたということがほとんど大部分であります。ほんとうに取用される住民の立場に立つて取用委員会が活動したといふふうな例は、数えるくらいしかないのじゃなからうか、こう思わざるを得ないのであります。かてて加

えて、今度の法令に基づいて作られます公共用地審議会というものは、ただ単に学識経験のある者の中から任命するということではなくて、やはり住民の立場からこの審議会に参加をするという規定を、あるいはまたそういう取りきめを、一つぜひ取りつけないといふふうに考えますけれども、この公共用地審議会は、ただ単にここに書いてありますように、「学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て建設大臣が任命する」ということだけで、特にこの内ワクについては何らの考慮も払われてないのかどうか。この点を一つ伺いたい。

○中村国務大臣 審議会の委員は、努めて公正な判断のできる学識経験者をお願いするのが最も妥当だと考えておるような次第でございます。従いまして、利益代表のような形でワクをきめて審議会の委員を選出するということは、全体の公平を期する上から見まして、むしろ適当ではないのではないかと、かように私も考えております。

それとともう一点、この審議会を内閣に置いたらどうかという御質問がありました。本来内閣総理大臣のもとに置くべき審議会の性質は、私ども政治的感覚で考えまして、国策の大本を立案するとか、そういうような国策の大本に関係するような審議会は内閣に置くべきであります。ある行政部門を担当するような審議会は、やはりこのような形で置くのが妥当である。ただ、建設大臣が勝手にこれを任命するような姿はよろしくありませんので、内閣全体の責任において、内閣の議を経て、承認を得て任命する、こういう形をとりましたような次第でございます。

○石川委員 この四十八条のことにつきまして、あとでまたわれわれの方の修正案のところでお話ししたいと思いますので、省略いたします。建設大臣は建設大臣の立場として、そういう発言をされることは、これは当然ではないかと思ひます。

しかし、どう考えても、建設省自身が起業者である場合が大部分で、しかも、この起業者である立場の建設大臣が審議会のメンバーを選任するという点では、取用される立場に立つて発言をするという場がないし、またそれを代表する者もないということ、この法案自体も非常に強権のにおいが強いわけでありまして、それに輪をかけていることに結果的にならざるを得ないと思ひます。この点は、われわれとしては非常に憂慮しておるいろいろなことを申し上げまして、ほかにも点は省略しまして、私の質問を一応打ち切ります。

○加藤委員長 中島議員（発言する者あり） 静粛に願います。

○中島議員 各方面からいろいろの意見が出尽くした形であります。しかし、私は私としての意見を申し上げます。政府の見解をお聞きしたいと思ひます。しかし、時間も非常に経過しております。他の委員の諸君もだいたいあせっておるようでありまして、私は全部一括して質問いたしますから、そちらへお書きになりました、一括して御返事を願ひたい、かように考えるわけでありまして、

そこで、この公共用地の取得に關する特別措置法の出ましたときには、本年度のこの飛躍的な公共事業費の増大に伴つて公共用地を容易に取得するところの法的措置が必要である、こういうふうに私も考えたわけでありまして、この公共用地取得に對する特別が、出てみますと、これはただ用地の取得のみにあせりまして、そしてこの場合においては、権利義務が相伴するものでありまして、用地を取得される立場の者に對して保護措置がなければならぬのであります。ところが、これらの保護措置は、この生活再建というより倫理的規定だけで、具体的なものが何もなくして、非常にあせつて、強権発動のみに走つておる。この法案全体を見まして、実に明治官僚の精神のほとばしつておるところの法案である、こういうふうに感じまして、実に独裁的なファッショ的な法案である、こういうことを私は言わざるを得ないのであります。

そこで、第一の質問といたしまして、これは關連企画局長の答弁でよろしゅうございませうけれども、こういうような、完全な補償をせずして強権をもって土地を取用するといふような法律は、先ほどあなたは外圍にあるようなことを言つたけれども、おそろしく私はないと思ひます。それから、フランスのことを先ほど言われましたけれども、フランスはこの取用の土地を取得する時分には、裁判所でもって行なつていふのです。従つて、どこにこんな、代価を完全に払わずに仮決定をして土地を取用する法律があるか。その点をばつきりとお伺ひしたい。

それから、先ほど申し上げましたように、強権を発動して早急に土地を取り上げる……。

〔発言する者多し〕

○加藤委員長 静粛に願います。

○中島議員 静粛に願います。そこで、先ほど申し上げたのでありますけれども、この答申案にも出ておりますけれども、こういうような強権を発動して土地を取用する場合においては、取用される方の権利を保障するところの何ものかがなければならぬ。そこで、先ほど石川委員の質問もこの点に触れましたけれども、補償の基準の作成と評価の鑑定制度の確立について、答申案にもはつきりしたつてあるわけですか。当然これが伴うべきものだと思ひます。従つて、この二つの法案をいつ国会に提出する考えであるか。これは建設大臣にお伺ひしたいと思ひます。

次に、先ほどから非常に問題になつておりますけれども、例の緊急判決の問題であります。緊急判決において土地を取用した場合におきましては、補償裁決まで異議の申し立ても裁判もできないわけですか。その間に工事はどうん進んでいつてしまふ。あるいはだんごの底地になる、あるいは発電所の底地になる、あるいは高速自動車道の底地になる、こういうことになるわけでありまして、従つて、この補償裁決のあとにおいて訴訟の道はありますけれども、実質においては、ただいま申しましたような回復の見込みはないのでありますから、これは最終決定だと私は思ふのであります。そういういたしますと、憲法七十六條の二項によるところの「行政機関は、終審として裁判を行ふことができる」と、これに違反する傾向があると思ひます。これに對しては、おそろしく建設省は、補償裁決の後において異議の申し立てもしくは裁判ができるからいいじゃないか、こう

いうようにいわれると思ひますが、ただいま申しましたように、実質においてもう決定してしまふのでありますから、これに對しての見解をお伺ひいたしたいと思ひます。

それから、仮補償でもって緊急判決をして、さらに事業を進めることになつております。そこにおいて、憲法違反にならぬために、ごまかすために、第三十條において「取用委員会は、損失の補償に關する事項で緊急判決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引續き審理し、遅滞なく裁決しなければならぬ」と、つまり「遅滞なく」ということでございまして、おそろしく思ひます。具体的に「遅滞なく」といふことはどのくらいの月日をいうものであるか、これが一点。そして、ただいま申しましたような、この憲法違反に對するところの憲法二十九條の三項に對する見解はどうであるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

それから、これは先ほど石川委員からも触れたことでありまして、この法案の二つの柱は、公共用地の認定と、それから一つは緊急判決だと思ひます。そこで今緊急判決の問題について質問いたしましたわけでありまして、公共用地審議会へ公共用地の認定はかけるわけですか。従つて、これは仲裁裁定の性格を有する委員会だ。そこで、先ほどの質問に對して大臣はいろいろごまかしのことを言つておつた。つまり仲裁裁定機関といふものは第三者の公平の立場でもって裁定すべきものだ。起業者であるところの建設大臣がこの仲裁裁定機関の審議会委員を任命するといふことは、法的に

なお、評価鑑定制度ということは、先ほども御議論を承つたのでございますが、これらにつきましては、全く新しい制度でございますから、私どもも十分今後研究をして参りたい。先ほどお答えをいたしました通り、十分研究を重ねまして、妥当な道が見出せましたら進めて参りたいと思つております。

るいはまた政令でさらに具体的にいろいろな事業の範囲をきめていけば、その中で特定公共事業として取り上げていいか悪いかということをお審査を願う機関でございます。争いのあります場合に、その争いを解決する仲裁裁定機関のようなものとはこれは全く性質が違うのでありまして、公正な第三者によりまして、申請のありました事業がはたしてこの法律の基礎の上に立つて特定公共事業として取り上げるべきものかどうかをお検討を願う機関でございますから、お話のありましたような仲裁機関のような性格のものと全く違ふと私も思ふのでございます。従つて、四十八条以下に規定いたしました制度でよろしいし、またこの程度のこと考える以外には審議会の制度としては方法がないのじゃないか、かように考えておるのであります。

○關盛政府委員　ただいま私にお尋ねがありました部分についてお答え申し上げます。

それは、緊急裁決の規定と最も類似しておりますのは、一九五八年のフランスの制度、大統領令によつて定められておる制度、そのことをさして申し上げたわけでございます。

なお、緊急裁決のうち損失の補償に ついてのみはこの特別措置法の四十二条第二項の規定によりまして「訴えを提起することができない。」と規定いたしましたしておりますのは、三十条の規定によりまして、緊急裁決がありますと引き続き審理をいたしまして、補償裁決を取用委員会が遅滞なく裁決をしなければならぬ、こういうことになっておりますので、緊急裁決に関する場面におきまして十分意を尽くされてい

かつたという点がありますれば、補償
裁決の審理をいたします場面に於いて
關係当事者からその必要な審理を尽く
せばいい、こういうことで、その分が
けは四十二条の特例の規定を入れたの
であります。しかし、緊急裁決のそで
他の部分につきましては、もとより土
地収用法の百二十九条の訴願、それな
ら百三十二条の訴訟を提起すること
できることはもちろんでございます。
○中島(總委員) これ以上質問して
議論になるだけですから私はやめます
が、大体において大臣の答弁も局長
答弁も詭弁だと思ひます。
そこで、今の質問のうち一つ、憲
法二十九条に対する大臣の見解が落ち
ております。これを一つお答え願ひま
す。
○中村(國務大臣) 憲法二十九条の
点は「私有財産が、多分憲法二十九
条に「私有財産は、正當な補償の下に
、正當な補償の下に、これを公共の
ために用ひることが出来る。」この相
定との關係と思ひますが、「正當な補
償の下に」ということは、正當な補
償をしなければならぬということであ
ります。この特別措置法の場合にお
きまして、もちろん緊急裁決の手續に
よる場合においても、緊急裁決で概
算補償見積もりを決定し、これを立
払ひまして、さらに最終的には補償裁
決がありまして、差額を生じました場
合には利息を付して支払ひをする。こ
ういふような建前をとつておりまし
て、憲法の二十九条に定める「正當な
補償の下に」この補償は完全に遂行さ
れるわけでございます。御承知の通り
、學説あるいは判例等をわれわれとい
ふいろいろな角度から検討いたしました
でございますが、この「正當な補償」は必

ずしも同時履行でなければならぬといふ趣旨ではない、こゝういふのが一般の学説の一致したところでございますから、私もほかのような見地に立ちまゐり、憲法二十九条に背反するものではない、かように考えておる次第でございます。

○加藤委員長 お諮りいたします。

公共用地の取得に関する特別措置法案につきまして質疑を終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○加藤委員長 御異議ないものと認め、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○加藤委員長 この際、日本社会党石川次夫君外九名提出にかかる修正案が提出されております。

公共用地の取得に関する特別措置法案に対する修正案

公共用地の取得に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第三号を削り、同条第四号中「道路、駅前広場、鉄道又は軌道」を「道路又は駅前広場」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、同号中「又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条第八号を同条第五号とする。

第四十九条第二項中「内閣の承認

えるところではないかと考えた次第でございます。

それからあと一つ、最後の附則の中で、補償の基準に關する法律が制定施行された時期においてこれを定めることにいたしましたのは、言うまでもなくこの仮払いという制度によるやり方というものは憲法違反の疑いがきわめて濃いことは、繰り返して申し上げるまでもないのであります。ただ、これをわずかに救うものとしては、補償の基準を一応きめて、そういう一定の基準に基づいて仮払いをするということであるならば、憲法違反という疑いを多少緩和されるという見込みが立ちましたので、この点は最小限度のわれわれは謙虚な立場で修正案を出したつもりであります。

と同時に、われわれとしてはこの際どうしても評価鑑定機関というものを權威ある公認機関として設定をいたしまして、正当な評価をするということが、どうしてもこの際必要ではないかと考えますので、あわせてこの法案の中にこれは明記はいたしておりませんけれども、そういう意味を込めてこの修正案を出したわけでございます。

この程度のことであれば、われわれは決してこの法案の施行それ自体に協力しないという立場ではないのであります。こういうふうに対象を最小限に限定をするという立場でありますので、これは国民の立場に立てば、当然賛成すべき性質のものであると考えますので、あえて皆さん方の御賛同を得たいと考える次第であります。

○加藤委員長 修正案に対する質疑の通告は別にありません。

これより政府原案並びに修正案に対する討論に入るわけですが、別に討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、日本社会党石川次夫君外九名提出にかかる修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

公共用地の取得に關する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 この際、田中幾三郎君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨弁明を許します。田中幾三郎君。

○田中(幾三)委員 公共用地の取得に關する特別措置法案に対する附帯決議を、自由民主党、民主社会党共同いたしまして提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

公共用地の取得に關する特別措置法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法による土地取用に際しては、個人の権利並びに私有財産

権を不当に侵害することのないよう、公正妥当な補償を行うとともに、被取用者に対してなされる生活再建等の措置は、その実効あらしめるよう万全の措置を講ずべきである。

なお、特定公共事業は、その対象を最小限に縮少し、緊急裁決に當っては慎重を期し、乱用することのないよう強く要望する。

この決議案の趣旨をいささか述べた

土地の取用は、被取用者との協議のととのわな場合におきましては、本人の意思いかんにかかわらず、強制的に所有権を失わしめるものでありますから、個人の権利、あるいは私有財産を侵害するおそれもあるものであります。よって、本法の実施にあたっては、その個人の所有権と公共の必要性ないし重要性との見合いによって行なわなければならないことは当然でありまして、従いまして、その対象となる公共事業を認定するにあたっては、必要にして最小限度にとどめなければならぬと存するのであります。

また、緊急裁決は、最終の裁決を待たずして、仮の補償を定めるために行なうものでありますので、慎重に行なうべきであり、乱用し、乱決に陥ってはならぬと考えるのであります。

また、土地を失うことによりまして、生活環境の変化があり、生活を脅かされるような者に対する、いわゆる生活再建のことにあたっては、これが実効あらしめるように措置すべきであると思ふのであります。

これがこの附帯決議を提案する理由

であります。何とぞ御可決下さるようお願いいたします。(拍手)

○加藤委員長 採決いたします。

田中君提出の動議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、田中君提出の動議の通り、本案に附帯決議を付することに決しました。

○加藤委員長 なお、本案議決に伴う報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認め、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十五分散会

〔参照〕

公共用地の取得に關する特別措置法案(内閣提出第一七九号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月三十一日印刷

昭和三十六年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局